

## 5 . 事前相談書類作成・記入要領

大学等の設置等を行う場合は、申請等を行う前に、以下の事項に該当するか否かを、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）に相談することができます。この場合の手続は以下のとおりとします。

### 事項

- 1 . 教員審査の省略  
当該案件の「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第2条～第6条」に係る教員審査省略の該当の適否
- 2 . 認可又は届出  
当該案件の「学校教育法第4条第2項」に係る届出の該当の適否
- 3 . 名称変更  
当該案件の「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否  
大学等の名称については、上記適否のほか、大学設置基準第40条の4（大学等の名称）等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。

### 様式及び提出部数

- 1 . 「教員審査の省略」「認可又は届出」部数：10部  
設置計画の概要  
教育課程等の概要  
の順にまとめて左上ホッチキス止めにしてください。  
書類の量の多い場合は、適宜、クリップやファイル等で綴じてください。
- 2 . 「名称変更」部数：10部  
名称変更の概要  
設置時からの組織の変更状況  
設置時からの教育課程の変更状況  
の順にまとめて左上ホッチキス止めにしてください。  
書類の量の多い場合は、適宜、クリップやファイル等で綴じてください。
- 3 . 1 , 2 ともに担当者の連絡先（電話番号及びFax番号）を記載した書類を別途添付してください。  
（様式自由） 部数： 1部  
事前相談の結果はFaxにより伝達しますので、連絡先にはFax番号を必ず記載してください。

### 提出先・受付期間

高等教育局高等教育企画課大学設置室

ただし、名称変更に係る事前相談については下記担当宛てに提出してください。

大 学：高等教育企画課大学設置室

短期大学：大学振興課短期大学係

高等専門学校：専門教育課高等専門学校係

	受 付 期 間	開 催 予 定 日
1	平成22年 2月 1日(月)～ 2月 5日(金)	平成22年 3月24日(水)
2	平成22年 4月26日(月)～ 5月 6日(木)	平成22年 6月16日(水)
3	平成22年 7月 5日(月)～ 7月 9日(金)	平成22年 8月20日(金)
4	平成22年10月25日(月)～ 10月29日(金)	平成22年12月17日(金)
5	平成22年11月22日(月)～ 11月29日(月)	平成23年 1月28日(金)
6	平成23年 1月31日(月)～ 2月 4日(金)	平成23年 3月23日(水)

#### 【注意点】

- ・ 実際に届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になりますので計画を十分に検討し、内容が確定した時点で事前相談を行ってください。
- ・ 事前相談書類に記載されていない事項等で、実際に届出又は申請を行った際に法令に適合しないことが判明した場合等は、事前相談の結果に関わらず届出の不受理、措置命令等を行う場合があります。

#### 「教員審査の省略」、「認可又は届出」時の記入方法

##### 1. 設置計画の概要

- (1) 『事前相談事項』の項には、「教員審査の省略」、「認可又は届出」のいずれかを記入してください。
- (2) 『計画の区分』の項には、以下の区分の別を記入してください。
  - ・ 学部を設置
  - ・ 学部の学科を設置
  - ・ 短期大学の学科を設置
  - ・ 研究科を設置
  - ・ 研究科の専攻を設置（又は研究科の専攻の課程変更）
- (3) 『新設学部等において養成する人材像』及び『既設学部等において養成する人材像』の項には、当該学部等において、どのような人材を養成するのか、学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的、卒業後の進路等をそれぞれ具体的に記入してください。
- (4) 『新設学部等において取得可能な資格』及び『既設学部等において取得可能な資格』の項には、取得可能な資格を一覧でわかりやすく整理してください。なお、記入に当たり、国家資格か、民間資格か、資格取得が可能なのか、受験資格が取得できるのか、資格取得が卒業（修了）要件なのか、追加して科目を履修する必要があるか等について、明確に分類してください。
- (5) 『新設学部等の概要』
  - 『新設学部等の名称』の項には、当該申請に係る学部等の名称を記入してください。
  - 『修業年限』『入学定員』『編入学定員』『収容定員』の項には、学年進行終了時の状況を記入してください。
  - なお『編入学定員』の項は、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに記入してください。
  - 『学位又は称号』の項には、当該学科等において授与する学位の名称を記入してく

ださい。

『学位又は学科の分野』の項には、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日文科科学省告示第39号）」の別表に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。

なお、分野が学際領域である場合は、カリキュラムの柱として位置づけられる分野を記入してください。

『開設時期』の項には、新設学部等が開設する時期を記入してください。

『専任教員』の項には、学年進行終了時に新設学部等に所属している専任教員の人数を、届出又は申請時の所属学科等ごとに分類して記入してください。

なお、他の大学や企業に所属している者を新たに採用する場合は「新規採用」として人数を記入してください。

#### (6) 『既設学部等の概要』

『既設学部等の名称』の項には、(ア)設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる学部等、(イ)新設学部等に一部の専任教員が所属を移行する既設の学部等の名称をすべて学科等ごとに記入してください。

上記(3)及び(4)における『既設学部等』に係る各項については、(ア)のみの記入で構いませんが、『既設学部等の概要』の項には、(イ)についても必ず記入してください。

なお、定員の振替は設置届出の要件に該当するか否かには関係ありませんので、新設学部等への定員の振替があっても記入する必要はありません。

『修業年限』『入学定員』『編入学定員』『収容定員』『授与する学位等』『開設時期』の項については、上記(5)『新設学部等の概要』の～を参考に、届出又は申請時の状況を記入してください。

『専任教員』の項には、新設学部等の学年進行終了時における所属ごとの人数を記入してください(異動のない場合も含む。)

兼任教員になる等、専任教員でなくなる場合の所属は「その他」、退職をしている場合は「退職」と記入してください。

## 2. 教育課程等の概要(事前相談)

(1) 「教員審査の省略」及び「認可又は届出」の場合に、以下の～それぞれについて学科等ごとに作成してください。

### 新設学部等

1. 設置計画の概要(6)「既設学部等の概要」(ア)に該当するすべての学科等。(イ)のみに該当する学科等については作成する必要はありません。

通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る設置の場合は、設置前、設置後における両課程についてそれぞれ作成してください。

(2) 「教育課程等の概要(様式第2号(その2の1)又は様式第2号(その2の2))」(P46参照)の記入方法を参考に作成してください。なお、「備考欄」に係る兼任・兼任教員の配置が事前相談書類提出時までには決まっていない場合は、人数については記入する必要はありません。

## 「名称変更」時の記入方法

### 1. 名称変更の概要

- (1) 『計画の区分』の項には、以下の区分の別を記入してください。
  - ・大学（又は短期大学）の名称変更
  - ・学部の名称変更
  - ・学部の学科の名称変更
  - ・短期大学の学科の名称変更
  - ・研究科の名称変更
  - ・研究科の専攻の名称変更
- (2) 『名称変更の内容』の項には、具体的な変更内容を記入してください。  
また、日本語名称だけでなく、英訳名も記入してください。
- (3) 『新名称の対象年次』には、何年次の学生から変更後の名称を適用するかを記入してください。なお、在校生も含めて対象とする場合は、「1～4年次」のように記入してください。
- (4) 『名称変更の理由』の項には、当該名称変更を要する具体的な理由を記入してください。
- (5) 『在校生への対応』の項には、当該名称変更の際して、学生や保護者等から同意を得ているのか否かについて記入してください。また、同意を得ている場合は、「いつ」、「どこで」、「誰に対して」、「どのような方法で」、「どの程度の」同意を得たか（又は得る予定か）等、具体的に記入してください。

### 2. 設置時からの組織の変更状況

- (1) この書類は、名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置されて以降、当該学部等の同一性が確保されていることを確認するためのものです。当該学部等が認可又は届出により設置した時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記入してください。  
当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。
- (2) 『開設又は変更時期』の項には、開設又は変更を行った時期を記入してください。
- (3) 『変更内容』の項には、例えば、学部の名称変更であれば当該学部及び当該学部に分けられた学科（当該学部以下）すべて、学部の学科の名称変更であれば当該学科のみについて記入してください。
- (4) 『学位又は学科の分野』の項には、各学科等において授与する学位の分野について、設置又は変更後の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日文部科学省告示第39号）」に従って記入してください。平成15年度以前の学科等の分野については、認可時の分野を記入してください。
- (5) 『手続きの区分』の項には、設置認可、設置届出、名称変更、学則変更（設置又はカリキュラム変更に関するもの）、学生募集停止の別を記入してください。

### 3. 設置時からの教育課程の変更状況

- (1) この書類は、名称変更しようとする学部等が設置されて以降、当該学部等の同一性が確保されていることを、カリキュラム面から確認するためのものです。名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置した時期からの教育課程の変更状況につい

て、学科等ごとに作成してください。

当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

- (2) 通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る名称変更の場合は、両課程についてそれぞれ作成してください。
- (3) 基本的には、「教育課程等の概要（様式第2号（その2の1）又は様式第2号（その2の2）」（P46参照）の記入方法を参考に作成しつつ、以下の点に留意してください。

【設置時】には、当該学部等を設置した時期を（ ）書きで記入してください。

【名称変更前】の「変更内容」の項には【設置時】からの変更内容を、【名称変更後】の「変更内容」の項には【名称変更前】からの変更内容をそれぞれ記入してください。変更内容は、『新設』『廃止』『統合』『分割』『名称変更』等の別を記入してください。設置時以降、名称変更前までカリキュラムに変更がない場合は、【設置時】及び【名称変更後】のみ作成し、【名称変更前】は作成する必要はありません。

また、変更内容が『統合』や『分割』等の場合は、表と表の間に矢印を付す等して、対応関係がわかるようにしてください。

設置計画の概要

事項	記入欄																																																																																																																								
事前相談事項	認可又は届出																																																																																																																								
計画の区分	学部設置																																																																																																																								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン トランモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園																																																																																																																								
フリガナ大学の名称	トランモンダイガク 虎ノ門大学 (The University of Toranomon)																																																																																																																								
新設学部等において養成する人材像	① ..... ② ..... ③ .....																																																																																																																								
既設学部等において養成する人材像	① ..... ② ..... ③ .....																																																																																																																								
新設学部等において取得可能な資格	<p>【国際関係学部 国際文化学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学・高校教員1種(国語, 社会)</li> <li>① 国家資格, ② 資格取得可能</li> <li>③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要</li> </ul> <p>・ 図書館司書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国家資格, ② 資格取得可能</li> <li>③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。</li> </ul> <p>【国際関係学部 国際開発学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学・高校教員1種(国語, 社会)</li> <li>① 国家資格, ② 資格取得可能</li> <li>③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要</li> </ul>																																																																																																																								
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																																																								
新設学部等の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動元</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国際関係学部</td> <td rowspan="3">国際文化学科</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">80</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">320</td> <td rowspan="3">学士 (国際文化学)</td> <td rowspan="3">文学関係 社会学・社会福祉学関係</td> <td rowspan="3">平成23年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国際開発学科</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">-</td> <td rowspan="3">480</td> <td rowspan="3">学士 (国際開発学)</td> <td rowspan="3">文学関係 経済学関係</td> <td rowspan="3">平成23年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>経済学部経済学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="9">新規採用</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授	国際関係学部	国際文化学科	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成23年 4月	文学部歴史文化学科	5	3	文学部言語学科	4	2	法学部法律学科	1	1	計									10	6	国際開発学科	4	120	-	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成23年 4月	文学部歴史文化学科	2	1	文学部言語学科	3	1	経済学部経済学科	3	3	新規採用									2	1	計									10	6	計									0	0																									
	新設学部等の名称						修業年限	入学定員		編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																										
		学位又は称号	学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授																																																																																																																			
	国際関係学部	国際文化学科	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成23年 4月	文学部歴史文化学科	5	3																																																																																																													
										文学部言語学科	4	2																																																																																																													
										法学部法律学科	1	1																																																																																																													
	計									10	6																																																																																																														
	国際開発学科	4	120	-	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成23年 4月	文学部歴史文化学科	2	1																																																																																																														
									文学部言語学科	3	1																																																																																																														
									経済学部経済学科	3	3																																																																																																														
新規採用									2	1																																																																																																															
計									10	6																																																																																																															
計									0	0																																																																																																															
既設学部等の概要(現在の状況)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">既設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動先</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">文学部 (廃止)</td> <td rowspan="4">歴史文化学科</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">60</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">240</td> <td rowspan="4">学士 (文学)</td> <td rowspan="4">文学関係</td> <td rowspan="4">昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法学部</td> <td rowspan="4">言語学科</td> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">80</td> <td rowspan="4">-</td> <td rowspan="4">320</td> <td rowspan="4">学士 (文学)</td> <td rowspan="4">文学関係</td> <td rowspan="4">平成2年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経済学部</td> <td rowspan="3">経済学科</td> <td rowspan="3">4</td> <td rowspan="3">120</td> <td rowspan="3">3年次 10</td> <td rowspan="3">500</td> <td rowspan="3">学士 (経済学)</td> <td rowspan="3">経済学関係</td> <td rowspan="3">昭和45年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>15</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>17</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td colspan="9">計</td> <td>16</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動先	助教以上	うち教授	文学部 (廃止)	歴史文化学科	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3	国際関係学部国際開発学科	2	1	その他	1	1	退職	1	1	計									9	6	法学部	言語学科	4	80	-	320	学士 (文学)	文学関係	平成2年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2	国際関係学部国際開発学科	3	1	その他	1	1	退職	1	1	計									9	5	経済学部	経済学科	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1	法学部法律学科	15	6	退職	1	1	計									17	8	計									16	9
	既設学部等の名称						修業年限	入学定員		編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																										
		学位又は称号	学位又は学科の分野	異動先	助教以上	うち教授																																																																																																																			
	文学部 (廃止)	歴史文化学科	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3																																																																																																													
										国際関係学部国際開発学科	2	1																																																																																																													
										その他	1	1																																																																																																													
										退職	1	1																																																																																																													
	計									9	6																																																																																																														
	法学部	言語学科	4	80	-	320	学士 (文学)	文学関係	平成2年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2																																																																																																													
										国際関係学部国際開発学科	3	1																																																																																																													
その他										1	1																																																																																																														
退職										1	1																																																																																																														
計									9	5																																																																																																															
経済学部	経済学科	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1																																																																																																														
									法学部法律学科	15	6																																																																																																														
									退職	1	1																																																																																																														
計									17	8																																																																																																															
計									16	9																																																																																																															
【備考欄】																																																																																																																									

(作成例)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

教育課程等の概要 (事前相談)

(法学部法学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門基礎科目	●●●概論	1前	2			○			1	1					兼2 オムニバス  兼1 兼1 兼1 兼2 兼2 兼1 集中 兼1 兼8
	○○○概論 (基礎)	1前	2			○			2	1					
	◇◇◇◇	1・2後		2		○									
	△△△論 I (基礎)	1・2前		2		○				1					
	△△△論 II (応用)	1・2後		2		○				1					
	△△△論 III (発展)	2・3前		2		○			1						
	×××論	2前		2		○									
	\$\$\$学	2前		2		○									
	%%%学	2前		2		○					1				
	###史	1・2後		2		○					1				
	***法	1・2後		2		○									
	◎◎◎法	2・3後		2		○									
	△△△史	1・2前		2		○				1		1			
	○○○概論	1・2後		2		○					1				
	○○○総論	1・2前		2		○									
	△▼△論	1・2後		2		○			1	1		1			
	××× I (基礎)	1・2前	2			○			1						
	××× II (応用)	2・3後	2			○			2						
	■■■基礎演習	2後	2					○	2						
小計 (19科目)	—	—	10	28	0	—	—	—	6	3	2	2	0	兼8	—
専門応用科目	○○○概論 (応用)	3後	2			○			2						兼2 兼2 兼1  ※実験 ※実験
	■■■■論	2・3後	2			○			1	1					
	○○○法	2・3前		2		○				1					
	◇◇◇法	2・3前		2		○				1		1			
	◇◇◇史	3・4前		2		○					1				
	▼▼▼総論	3・4前	2			○			1						
	□□□学	3・4後		2		○									
	\$\$\$論	3・4後		2		○									
	▽▽▽学	3後		2		○									
	###学 (応用)	4後		2		○			1	1					
	○○○研究	3後		2				○	3						
	×××研究	3後		2				○	2	1					
	□□□発展演習	4後		2				○	3						
	■■■発展演習	4後		2				○	2	1					
◆◆◆発展演習	4後		2				○	3							
小計 (15科目)	—	—	6	24	0	—	—	—	9	4	1	1	0	兼3	—
総合演習	3通		4				○		9	2					
卒業論文	4通		4				○		9	2					
小計 (2科目)	—	—	8	0	0	—	—	—	9	4	0	0	0	0	—
合計 (12科目)	—	—	○○	○○	○○	—	—	—	10	6	2	2	0	兼11	—
学位又は称号	学士 (法律学)		学位又は学科の分野				法学関係								
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
必修科目 24 単位、専門基礎科目の選択科目から 22 単位、専門応用科目の選択科目から 18 単位以上を修得し、124 単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位 (年間))							1 学年の学期区分			2 学期					
							1 学期の授業期間			15 週					
							1 時限の授業時間			90 分					



(作成例)

(用紙 日本工業規格A4縦型)

## 設置時からの組織の変更状況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手 続 き の 区 分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科	社会学・社会福祉学	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置	文学 社会学・社会福祉学	
平成16年4月	心理学部心理学科 設置	文学	設置届出(学科)
	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学	学則変更
	社会福祉学部保健福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生	設置届出(学科)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成23年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部	社会学・社会福祉学 保健衛生	名称変更(学部)
	保健福祉学科 → 医療福祉学科		

(作成例)

## 設置時からの教育課程の変更状況

【設置時（昭和〇〇年4月）】

【名称変更前】

【名称変更後】

(法学部法学科)

(法学部法学科)

(法学部法学科)

科目区分	授業科目の名称	単位数			変更内容			
		必修	選択	自由				
共通教育科目	●●●●入門 ◇◇◇史 ???論 ΣΣΣ学 @@@学 △△△法 ▲▲▲法 %%%%%	2	2		統合			
	○○語 ××語	2	2					
	スポーツ実技(##) スポーツ実技(▼▼)	2	2					
専門基礎科目	●●●●概論 △△△総論 ×××論 \$\$\$学 %%%学 ###史 ***法 @@@法 ○○○概論 ○○○総論 ×××I(基礎) ×××II(応用) ■■■基礎演習	2	2		統合			
	小計(19科目)	10	28	0				
	専門応用科目	○○○概論(応用) ■■■論 ○○○法 ◇◇◇法 ▼▼▼総論 □□□学 \$\$\$論 ▽▽▽学 ###学(応用) ○○○研究 ×××研究 ◆◆◆発展演習	2	2		2	統合	
		小計(15科目)	6	24		0		
		総合演習 卒業論文 小計(2科目)	4	4		0		
		合計(12科目)	○○	○○		○○		
		学位又は学科の分野	法学関係					
		卒業要件及び履修方法						
		必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上を修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))						

科目区分	授業科目の名称	単位数			変更内容			
		必修	選択	自由				
共通教育科目	○○○○入門 ※※※史 ???論 ΣΣΣ学 @@@学 △△△法 %%%%%	2	2		統合			
	○○語 ××語 ◆◆◆語	2	2	2				
	スポーツ実技							
専門基礎科目	●●●●概論 △△△論I(基礎) △△△論II(発展) △△△論III(応用) ×××論 ¥¥¥学 %%%学 ###史 ***法 @@@法 ○○○論 ×××I(基礎) ×××II(応用) ■■■基礎演習	2	2	2	統合			
	小計(19科目)	10	28	0				
	専門応用科目	○○○概論(応用) ■■■論 ○○○法 ◇◇◇法 ◇◇◇史 ▼▼▼総論 □□□学 \$\$\$論 ▽▽▽学 ###学(応用) ○○○研究 ×××研究 ◆◆◆発展演習	2	2		2	統合	
		小計(15科目)	6	24		0		
		総合演習 卒業論文 小計(2科目)	4	4		0		
		合計(12科目)	○○	○○		○○		
		学位又は学科の分野	法学関係					
		卒業要件及び履修方法						
		必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上を修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))						

科目区分	授業科目の名称	単位数			変更内容			
		必修	選択	自由				
共通教育科目	○○○○入門 ※※※史 ???論 ΣΣΣ学 ♪♪♪論 @@@学 △△△法 %%%%%	2	2		統合			
	○○語 実践○○語 ××語 ◆◆◆語	2	2	2				
	スポーツ実技							
専門基礎科目	●●●●概論 △△△論I(基礎) △△△論II(発展) △△△論III(応用) ×××論 ¥¥¥学 %%%学 ###史 ***法 @@@法 ○○○論 ×××I(基礎) ×××II(応用) ■■■基礎演習	2	2	2	統合			
	小計(19科目)	10	28	0				
	専門応用科目	○○○概論(応用) ■■■論 ○○○法 ◇◇◇法 ★★★法 ◇◇◇史 ▼▼▼総論 □□□学 \$\$\$論 ☆☆☆学 ○○○研究 ×××研究 ◆◆◆発展演習	2	2		2	統合	
		小計(15科目)	6	24		0		
		総合演習 卒業論文 小計(2科目)	4	4		0		
		合計(12科目)	○○	○○		○○		
		学位又は学科の分野	法学関係					
		卒業要件及び履修方法						
		必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上を修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))						

## 6. 設置計画履行状況等調査について

大学の新設や新学部等を開設した場合、原則として、当該学部等が「完成年度」(開設年度に入学した学生が卒業する年度)を越えるまで(いわゆる、学年進行中)は、設置計画履行状況等調査(通称:アフターケア(AC))の対象期間となります。

AC期間中は、状況に応じて以下のとおり対応が必要ですので、遺漏のないよう、確実に対応してください。

### 設置計画履行状況等調査

#### 対象

認可又は届出により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等

完成年度を越えたもののうち、前年度に留意事項が付された大学及び学部等

#### 1. 「設置計画履行状況報告書」又は「留意事項実施状況報告書」の提出

- ・ 毎年2月下旬頃、調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付。
- ・ 平成22年度の提出締め切り：平成22年5月14日(金)  
提出書類：上記 「設置計画履行状況報告書」  
                  上記 「留意事項実施状況報告書」
- ・ 様式は文部科学省ホームページに掲載。  
(トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育  
                  > 大学設置認可 > 設置計画履行状況報告書等の様式等)  
【[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1247289.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1247289.htm)】

#### 2. 実地調査・面接調査

上記報告書の書面調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地又は面接調査を行う場合があります。(例年6～8月又は10～12月)

その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

## 設置計画の変更

### 対象

認可により設置した，学年進行中のすべての大学及び学部等

### 1. 専任教員を変更等する場合

専任教員を新たに採用する場合  
専任教員の担当授業科目を追加する場合  
(オムニバス科目で，担当部分を変更又は追加する場合を含む。)  
専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合  
専任教員を昇格させる場合

やむを得ず，専任教員を変更等する場合(上記～に該当する場合は，当該専任教員が授業を開始する前に，必ず「専任教員採用等設置計画変更書」を提出し，大学設置・学校法人審議会による教員資格審査(AC教員審査)を受けてください。(AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできません。)

AC教員審査は以下の年3回ですので，担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。(次ページ以降の作成要領をご参照ください。)

	書類提出締め切り	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	6月15日	6月28日～31日	7月	8月中旬
第2回	8月16日	9月1日～3日	9月	10月中旬
第3回	12月15日	1月5日～7日	1月	2月中旬

なお，書類受理後，確認のために上記受領確認連絡期間に大学設置室より提出大学に連絡をします。(原則としてメール。)

上記期間に受領確認の連絡がない場合は，至急，大学設置室までご連絡ください。

### 2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合

事前に「建築等設置計画変更書」を提出してください。

### 3. その他

設置計画に大きな変更等がある場合は，事前に文部科学省大学設置室にご相談ください。

## 「専任教員採用等設置計画変更書（ＡＣ）」作成要領

アフターケア（ＡＣ）期間中に、やむを得ず専任教員を変更等する場合（以下の から に該当する場合）は、当該専任教員が授業を開始する前に、必ず「専任教員採用等設置計画変更書（ＡＣ）」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（ＡＣ教員審査）を受ける必要があります。

専任教員を新たに採用する場合

専任教員の担当授業科目を追加する場合

（オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む。）

専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合

専任教員を昇格させる場合

ただし、設置認可申請時に、教員審査省略となっていた場合、ＡＣ教員審査を受ける必要はありません。

「専任教員採用等設置計画変更書（ＡＣ）」（以下、判定カードという。）等一式の書類作成にあたっては、以下の点にご留意ください。

1 提出部数は以下のとおりです。

正本：１部（判定カードの右肩をクリップ止め）

写し：１部（右肩ホッチキス止め）

2 判定カードは、A4判横型としてください。（色紙とする必要はありません。）

ただし、下記4に示す ~ の添付書類は、A4判縦型としてください。

3 判定カードについて、

変更する教員ごとに別葉で作成してください。

専門委員会（当該専門委員会が専攻分野に分かれる場合には専攻分野）を区分する際は、当該教員の現在所属する学部学科等又は当該教員の経歴（学歴）等によるのではなく、担当授業科目の内容に基づいて判断してください。

したがって、一人の教員が複数の授業科目を担当する場合で科目の内容によって審査を受ける専門委員会等が異なる場合は、専門委員会（専攻分野）ごとに別葉で作成してください。

専門委員会名（\*A）欄、専攻分野名（\*B）欄の区分は、（別紙1）にしたがい、それぞれ該当するものを記入してください。（例えば、専攻分野が看護学である場合には、「看護学」とせず更に「基礎看護学」「母性看護学」などと詳しい分野（領域名）を記載し、それぞれ別葉で作成してください。）区分が不明な場合は空欄としてください。

左上に、当該変更に係る学部・学科等の開設年度を記入してください。

「判定日」欄は、審査を受けようとする年月（7月、9月、1月のいずれかです。）を記入し、日付は空欄としてください。

（例 参照）（平成21年7月に審査を受けようとする場合の例）

「職位」欄にある「（就任年月）」は、当該科目担当として就任する年月を記入してください。

【学部及び大学院の講義科目の場合】

「判定」欄には「可・不可・保留」を、「理由」欄には「科目不適合・職位不適格・その他」を、「後任補充」欄には「専任補充・兼任補充可・補充不要・その他」をそれぞれ記入してください。

【大学院の研究指導科目の場合】

「判定」欄には「M又はD（空欄）、不可、保留」を、「理由」欄には「科目不適合・職位不適格・その他」を、「後任補充」欄には「専任補充・補充不要・その他」をそれぞれ記入してください。

「前判定」欄に記入する事項は、当該教員が以前に大学設置・学校法人審議会（旧大学設置審議会を含む）で受けた判定について記入するものであり、判定を受けた年月、大学名、職位、区分（専任、兼任、兼任の別）及び授業科目名を記入してください。したがって、いわゆる「学内審査」は対象となりません。また、前判定がない場合には、「なし」と記入してください。

枠外下に、今回審査を受ける理由を記載してください。（例 参照）

（記載例）

- ・担当科目の追加
- ・教員の新規採用
- ・科目内容（名称）の変更（オムニバス科目で教員の受け持ち範囲が変更となる場合も含む）
- ・職位の変更（例：准教授から教授に変更）
- ・前回の判定結果（保留）を受けての再審査（前回の保留理由、前回からの変更点を具体的に記載すること）

（例：「講師」なら可の判定を受けたため、准教授から講師に職位を変更しての再審査）

右下に「判定カードのページ番号 / 判定カードの総枚数」（例えば、判定カードの全枚数が1枚の場合は1 / 1、10枚の場合は1 / 10、2 / 10……10 / 10）を記入してください。（例 参照：総枚数が10枚の場合の例）

総枚数は、大学全体の枚数です。（学部・学科ごと又は専門委員会ごとの枚数ではありません。）

4 正本、写しそれぞれに次の から の書類を添付してください。写しの帳合い方法は（別紙2）を参照してください。

それぞれの書類は、認可申請書の様式第4号（その1）「教員個人調書」、（その2）「教育研究業績書」及び別添「担当予定授業科目」、様式第2号（その2の1）「教育課程等の概要」、別記様式第5号「教員就任承諾書」に準じて作成してください。

教員個人調書

教育研究業績書

担当予定授業科目（今回、審査を受ける科目のみを添付してください。）

教育課程等の概要（今回、審査を受ける内容を反映させたものを添付してください。）

教員就任承諾書

## 印鑑登録証明書

(教員予定者のうち、外国の大学等の学歴を有している者がいる場合)

各国政府機関等のホームページや大使館への確認等の手段により当該大学等が当該国の正規の大学であることを確認してください。

また、現在、ユネスコにおいて、質の低い教育やディグリーミル等から学生を保護することを目的に、各国政府より認定された高等教育機関についての情報ポータル開設が開設されておりますので、当該ポータルも活用してください(次頁参照)。

- ・ アメリカ合衆国、カナダ、中国(台湾、香港、マカオを除く)、イギリス、フランスについては次頁に記載のURLを参照の上、URLの該当ページを印刷し、当該大学等が掲載されている箇所を明示した上で提出してください。
- ・ 上記以外の国については、現地政府機関等へ確認する等、当該大学が当該国において正規の大学であることを、現地政府機関等からの書面による回答又はホームページの記載内容をもって確認し、当該大学等が掲載されている箇所を明示した上で、当該書面又はホームページの該当部分の抜粋を提出してください。
- ・ 申請者において、当該教員予定者の外国の大学等が申請時まで正規の大学と確認できない場合には、審査上の混乱を招かないようにする観点から、ディグリー・ミルの疑義のある経歴を記載しないよう留意してください。

5 上記の書類を提出する際、次の 及び の書類を添付してください。

変更教員一覧(作成例を参照) 必ず大学名を記入してください。

担当者連絡先(作成例を参照)

< ユネスコ >

[http://portal.unesco.org/education/en/ev.php-URL\\_ID=49864&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/education/en/ev.php-URL_ID=49864&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

< アメリカ合衆国 >

CHEA (Council for Higher Education Accreditation)

<http://www.chea.org/search/default.asp>

US Department of Education <http://www.ope.ed.gov/accreditation/>

< カナダ >

CICIC (Canadian Information Centre for International Credentials)

<http://www.cicdi.ca/en/post-sec.aspx?sortcode=2.20.24.26>

< 中国 >

中華人民共和国教育部

(英語) <http://www.moe.edu.cn/english/list.htm>

China Education and Research Network

(中国語) [http://www.edu.cn/HomePage/jiao\\_yu\\_zi\\_yuan/college.php](http://www.edu.cn/HomePage/jiao_yu_zi_yuan/college.php)

< イギリス >

Department for Education and Skills

<http://www.dfes.gov.uk/recognisedukdegrees/index.cfm?fuseaction=content.view&CategoryID=8>

< フランス >

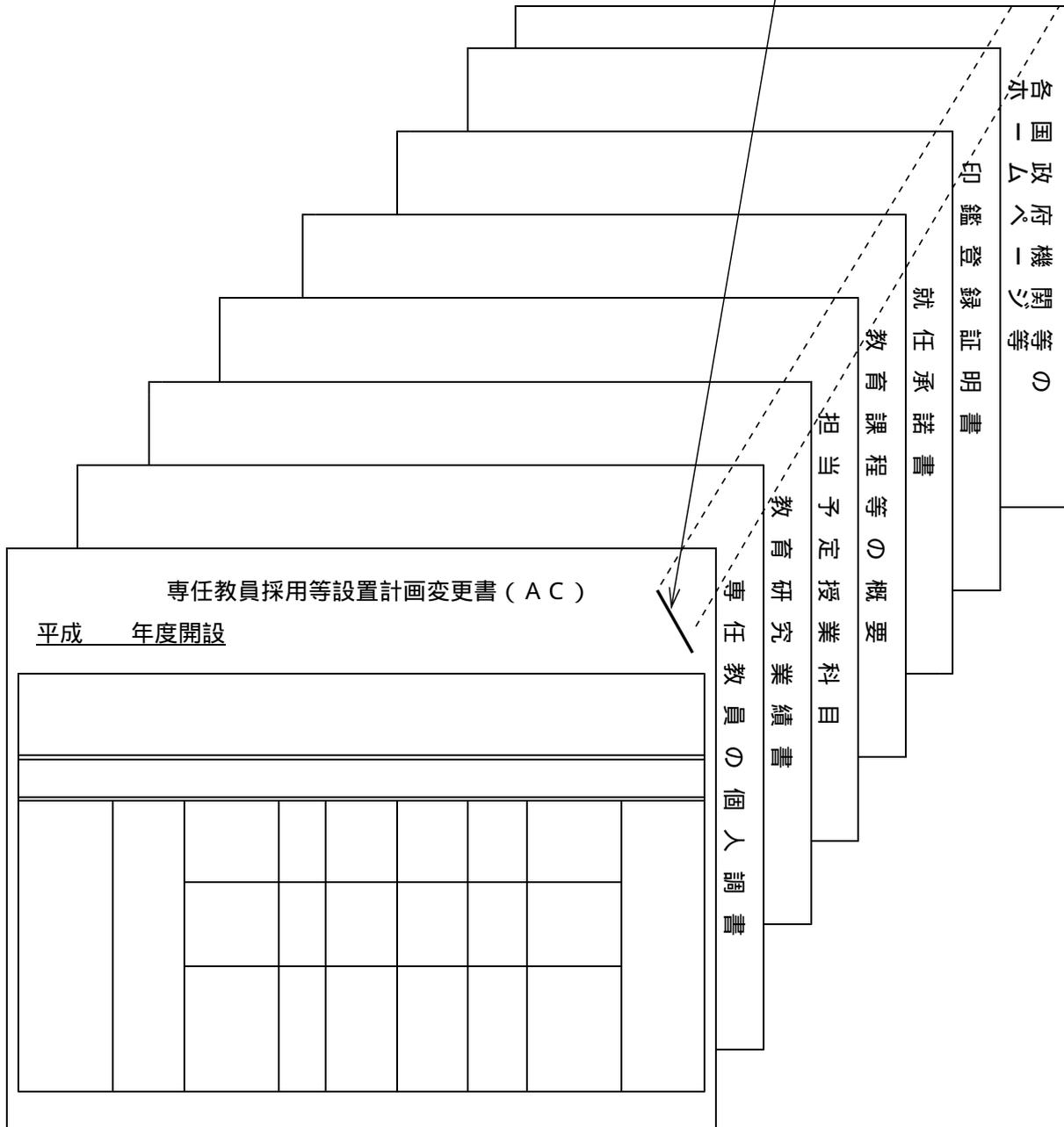
Ministère de l'éducation nationale, de l'enseignement supérieur et de la recherche

<http://www.education.gouv.fr/pid305/adresses-utiles.html>

( * A ) の 専門委員会名	( * B ) の専攻分野名
文学	哲学・倫理学・宗教学 / 心理学 / 地理学・歴史学 (日本史, 東洋史, 西洋史, 人文地理学, 考古学) / 言語学 (言語学, コミュニケーション学) / 文学 (欧米文学, 東洋文学, 国文学) / 文化人類学・民俗学 / 比較文化学
教育学・保育	教育学 (教育学, 社会教育学) / 教育社会学 / 教育制度・教育行財政 / 幼児教育 (幼児教育, 乳幼児発達心理学) / 障害児教育 / 教育方法学 (教育方法学, 教育課程学) / 教育心理学 / 教科教育 (国語, 算数・数学, 理科, 社会・地歴・公民, 音楽, 技術, 英語)
法学	憲法 / 行政法 / 民法 / 民事訴訟法 / 商法・経済法・国際取引法 / 刑法 / 国際法 / 労働法 / 法史学・法理学 / 外国法 / 知的財産法 / 政治学 (政治学, 国際関係)
経済学	理論経済学 / 応用経済学 (含む歴史) / 計量経済学 (計量経済学, 統計学) / 会計学・商学 (会計学, 商学・流通, ファイナンス) / 経営学 (経営学, マーケティング, 企業論)
社会学	社会学 / 観光学
社会福祉学	社会福祉学
理学	数学 / 物理学 / 化学 / 生物学 / 地理学 / 天文・地球惑星科学
工学	機械工学 / 電気電子工学 / 応用化学 / 土木建築工学 / 材料工学 / 経営工学 / 生物工学
農学	農学 / 農芸化学 / 農業工学 / 農業経済学 / 畜産学 / 森林科学 / 水産学
獣医学	獣医学
医学	解剖学 / 生理学 / 生化学 / 薬理学 / 病理学 / 微生物学 / 衛生学 / 寄生虫学 / 法医学 / 内科学 / 神経精神医学 / 小児科学 / 外科学 / 整形外科学 / 皮膚科学 / 泌尿器科学 / 眼科学 / 耳鼻咽喉科学 / 産科婦人科学 / 放射線医学 / 麻酔学 / 臨床検査学 / 医用工学 / 医療倫理学 / 脳外科 / 神経内科
歯学	基礎歯学 / 臨床歯学 / 社会歯科学
薬学	薬化学・有機合成化学・天然物化学 / 薬剤学・分析化学・薬物動態学・薬理学 / 生化学・衛生化学・微生物学・分子生物学
家政学	生活系 / 食物系 / 被服系 / 住居系 / 児童系
美術	美学・美術史 / 絵画 / 彫刻 / 工芸 / デザイン / 建築 / 映像 / 演劇
音楽	音楽学 (音楽学, 音楽療法学) / 演奏系 (作曲・指揮, 声楽, 器楽)
体育学	保健・学校保健 / 体育
保健衛生学	生理学 / 感染症学 / 病理学 / 検査技術管理学 / 公衆衛生学 / 核医学 / 放射線医学 / 生化学・分子生物学 / 臨床検査医学 / 衛生検査学 / 看護学 (基礎看護学・看護教育学・看護管理学・看護倫理・看護研究, 小児看護学・母性看護学・助産学, 成人看護学・がん看護学, 精神看護学, 老人看護学・在宅看護学・地域看護学) / 医療情報学・医療管理学 / 医用工学 / スポーツ医学
リハビリテーション	理学療法学 / 作業療法学 / リハビリテーション学
鍼灸	鍼灸
柔道整復	柔道整復
情報	コンピューター系 (ソフトウェア, 情報システム) / 情報通信系 (ネットワーク, メディア) / コンテンツ系 (Web情報, データ科学, 図書館情報学)
環境	環境哲学・環境倫理学 / 環境法学 / 環境経済学 / 環境化学 / 環境デザイン / 環境工学 (土木系, 化学工学系) / 環境生態学 / 環境システム学
法科大学院	憲法 / 行政法 / 民法 / 民事訴訟法 / 商法・経済法・国際取引法 / 刑法 / 刑事訴訟法 / 国際法 / 労働法 / 基礎法 / 知的財産法 / 法律実務
教職大学院	教職大学院
専門職大学院	

- (注) 1 言語教育に係る教員については, 文学の系統に区分してください。  
例: 中国語 「文学(東洋文学)」, 英語 「文学(欧米文学)」, スペイン語等 「言語学(言語学)」
- 2 「国語教育」, 「数学教育」, 「理科教育」, 「社会教育」, 「技術教育」, 「音楽教育」, 「英語教育」以外の教科教育に係る教員については, 教育学・保育専門委員会以外の各専門委員会に区分してください。  
例: 体育教育 「体育学」, 美術教育 「美術」, 家庭科教育 「家政学」

教員審査対象教員及び審査を受ける専門委員会(専攻分野)ごとに  
 判定カード及び ~ の書類一式を右肩をホチキス止めしてください。



[様式及び作成例：学部等の場合]

《別紙様式3》

専任教員採用等設置計画変更書（A C）

平成〇〇年度開設

専門委員会名	( * A )	専攻分野名	( * B )	判定日	(例①) 平成 22 年 7 月 日			
大学名	〇〇大学	学部名	〇〇学部	学科名等	〇〇学科			
主査又は判定委員		※						
(フリガナ) 氏名	職位 (就任年月)	授業科目名	※判定	※不可・保留の理由		※後任補充	※備考	前判定
				理由	具体的内容			
ナカムラ 中村 一朗	教授 (平成〇年〇月 就任)	〇〇〇〇論	可 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		H15.8 ××大学××学部 教授(専任) 〇〇論  H17.1 ××大学大学院 教授(専任) 〇〇特別研究 M合
		××××学	可 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		
		△△△演習	可 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		
(例②) (変更理由) 担当科目の追加 (例③) (1/10)								

(例②) (変更理由) 担当科目の追加

(例③) (1/10)

[様式及び作成例：大学院等の場合]

専任教員採用等設置計画変更書（A C）



平成〇〇年度開設

専門委員会名	(* A)	専攻分野名	(* B)		判定日	(例①)平成22年 7月 日			
大学名	〇〇大学大学院	研究科名	〇〇研究科	専攻名等	〇〇専攻	課程	修士課程 (M)		
主査又は判定委員		※							
(フリガナ) 氏名	職位 (就任年月)	授業科目名	※判定		※不可・保留の理由		※後任補充	※備考	前判定
			講義科目	研究指導	理由	具体的内容			
ナカムラ 中村 イチロウ 一郎	教授 (平成〇年〇月 就任)	〇〇〇〇論	M 可 不可 保留	/	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		H15. 8 ××大学××学部 教授(専任) 〇〇論  H17. 1 ××大学大学院 教授(専任) 〇〇特別研究 M 合
		××××学	M 可 不可 保留	/	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		
		△△△演習 (研究指導)	/	M 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 補充不要 その他		
(例②) (変更理由) 担当科目の追加									

[様式及び作成例：学部等の場合]

専任教員採用等設置計画変更書（A C）



平成〇〇年度開設

専門委員会名	(* A)		専攻分野名	(* B)		判定日	(例①) 平成 22年 7月 日		
大学名	〇〇大学大学院		研究科名	〇〇研究科	専攻名	〇〇学科	課程	専門職学位課程 (P)	
主査又は判定委員			※						
(フリガナ)氏名	職位 (就任年月)	専任区分	授業科目名	※判定	※不可・保留の理由		※後任補充	※備考	前判定
					理由	具体的内容			
ナカムラ イチロウ 中村 一郎	教授 (平成〇年〇月就任)	実・専	〇〇〇〇論	P 可 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		H15.8 ××大学××学部 教授(専任) 〇〇論  H17.1 ××大学大学院 教授(専任) 〇〇特別研究 M合
			××××学	P 可 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		
			△△△演習	P 可 不可 保留	科目不適合 職位不適合 その他		専任補充 兼任補充可 補充不要 その他		
(例②) (変更理由) 担当科目の追加 (例③) (1/10)									

## 教 員 個 人 調 書

履 歴 書				
フリガナ		性別	生年月日(年齢)	年 月 日 (満 歳)
氏 名				
国 籍		現住所		
月額基本給	千円			
学 歴				
年 月	事 項			
年 月 年 月 年 月				
職 歴				
年 月	事 項			
年 月 年 月 年 月				
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等				
現在所属している学会				
年 月	事 項			
年 月 年 月 年 月				
賞 罰				
年 月	事 項			
年 月 年 月 年 月				
現 在 の 職 務 の 状 況				
勤 務 先	職 名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況	
開 設 後 の 職 務 の 状 況				
勤 務 先	職 名	学部等又は所属部局の名称	勤務状況	
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				氏名 印

(注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び専任教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。
- 4 「氏名」の欄の「印」は、本人が自署すること。
- 5 印影は、印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは、省略することができる。この場合において、「氏名」は、旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。
- 6 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること。押印を省略した場合には、旅券の写しを添付すること。

教 育 研 究 業 績 書				
				年 月 日
				氏名 印
研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド		
教 育 上 の 能 力 に 関 する 事 項				
事項	年月日	概 要		
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書, 教材				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他				
職 務 上 の 実 績 に 関 する 事 項				
事項	年月日	概 要		
1 資格, 免許				
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他				
研 究 業 績 等 に 関 する 事 項				
著書, 学術論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所, 発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
1				
2				
3				
:				
(学術論文)				
1				
2				
3				
:				
(その他)				
1				
2				
3				
:				

(注)

- この書類は, 学長(高等専門学校にあっては校長)及び専任教員について作成すること。
- 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合, 附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 「研究業績等に関する事項」には, 書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。
- 「氏名」の欄の「印」は, 本人が自署すること。
- 印影は, 印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし, やむを得ない事由があるときは, 省略することができる。この場合において, 「氏名」は, 旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。



教育課程等の概要														
(〇〇学部〇〇学科等)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇科目														
	小計(科目)	—												
△△科目														
	小計(科目)	—												
□□科目														
	小計(科目)	—												
△△科目														
	小計(科目)	—												
合計(科目)		—												
学位又は称号			学位又は学科の分野											
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
								1学年の学期区分					期	
								1学期の授業期間					週	
								1時限の授業時間					分	

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「専任教員等の配置」の欄の人数には、今回の審査対象となる教員も含めること。

# 教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申 請 者 名) 殿

氏名 印

私は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の専任の教員として、〇〇年〇〇月〇〇日から下記の科目を担当することを承諾します。

記

- ・ 〇〇〇論
- ・ 〇〇〇概論 I
- ・ 〇〇〇概論 II
- ・ ◇◇◇演習
- ・ △△△基礎

(作成例)

## 変更教員一覧

丸の内大学経済学部国際経済学科

個人調書の番号	職名	フリガナ氏名	保有学位			専門委員会	専攻分野	担当授業科目名	備考
		年齢 <就任予定年月>	大学名	国名	学位名				
1	教授	フリガナ ○山 ○雄	○○大学	日本	経済学士	経済学	経営学	経営学概論 経営学基礎演習	
		55歳 <平成23年4月>	××× University ×××大学	イギリス	master of economics (経済学修士)				
2	教授	ポール ヘンダーソン Paul Henderson	*** State University ***州立大学	アメリカ	bachelor of economics (経済学士)	経済学	経済学	国際経済学原論	
		48歳 <平成23年4月>	University of @@@@ @@@@大学	アメリカ	master of economics (経済学修士) Ph. D in economics (経済学博士)				
3	教授	フリガナ ◇田 ◇子	◆◆大学	日本	経済学士 経済学修士	経済学	経営学	マーケティング論	
	准教授	フリガナ ◇田 ◇子	◆◆大学	日本	経済学士 経済学修士				

- (注) 1. 「<就任予定年月>」欄は、当該科目担当として就任する年月を記入してください。
2. 「担当授業科目名」欄は、審査にかける授業科目のみを記入してください。
3. 上記3の例は、学年進行中に准教授から教授に変更とする例です。兼任・兼任から専任教員に変わる場合は、専任教員として担当する授業科目のみ記載してください。

(作成例)

## 【〇〇大学】

### 担当者連絡先

職名	〇〇大学 〇〇課
氏名	〇〇 〇〇
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市・・・
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
F A X	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇@〇〇〇〇

21文科高第600号  
平成22年2月12日

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
徳 永 保

( 印影印刷 )

### 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては、学校教育法第10条，同法施行令第26条第1項，第27条，同法施行規則第2条，並びに第19条に基づき，文部科学大臣へ届け出ることとされていますが，平成22年度以降は，下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお，本通知に伴い，「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（20文科高第8014号，平成21年3月19日付高等教育局長通知）」は，平成22年3月31日付けで廃止します。

### 記

- 1 私立（構造改革特別区域法第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）  
短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出  
提出書類  
ア 届出書（別紙様式1）  
イ 新学長の履歴書  
提出時期 学長を決定した時。  
提出部数 1部  
提出先  
ア 大学  
高等教育企画課大学設置室  
イ 短期大学  
大学振興課短期大学係  
ウ 高等専門学校  
専門教育課高等専門学校係

2 公私立大学等の目的（公立を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

提出書類

ア 上記 の届出のうちア及びイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記 の届出のうちウ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

（3）校地校舎等の図面（最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、校舎及び運動場等の配置図、校舎の平面図）

提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとする時。

提出部数 1部

提出先

ア 公立大学

上記 のイ 高等教育企画課大学設置室

上記 のウ 大学振興課公立大学係

イ 私立大学

高等教育企画課大学設置室

ウ 短期大学

大学振興課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

提出書類

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

（4）校地校舎等の図面（当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面、校舎及び運動場等の配置図、校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の

事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとする時。

提出部数 1部

提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

- 4 私立の大学，短期大学又は高等専門学校の校地，校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃貸借の契約に係るものを含む。）を取得し，若しくは処分しようとするとき，又は用途の変更，改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

提出書類

（1）届出書（別紙様式2）

（2）校地・校舎等の変更等の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式4）

（3）校地校舎等の図面（最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面，校舎及び運動場等の配置図，校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとする時。

提出部数 1部

提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

本件は，変更後の校地・校舎等が，大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続きであり，従来より，高等教育局私学部参事官室に届け出ることとされていた「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので，ご留意ください（引き続き，高等教育局私学部参事官室に，別途，届け出る必要があります）。

この通知における「校地・校舎等の変更等」とは，校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得，処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得，処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

- 5 公私立大学等の学則（学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるもの）の変更の届出

届出の書類

（組織の設置に係るもの）

ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの

- イ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）
- ウ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの
- (収容定員の変更に係るもの)
- エ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科，公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの
- オ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの
- (組織の廃止に係るもの)
- カ 公私立大学の学部の学科，大学院の研究科の専攻，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科，専攻科，別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの
- (その他)
- キ 上記及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更  
提出書類
- ア 上記の届出のうちアからオ
  - (1) 届出書（別紙様式2）
  - (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）
  - (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- イ 上記の届出のうちカ
  - (1) 届出書（別紙様式2）
  - (2) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）
  - (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- ウ 上記の届出のうちキ
  - (1) 届出書（別紙様式2）
  - (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
  - (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
 提出時期
- ア 上記の届出のうちアからオ  
設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただしウについては，免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が12月末までにされない可能性があり，その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には，別紙様式2を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」として，アの書類を12月31日までに提出をした上で，課程認定等がされた後，速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めてアの書類を提出してください。
- イ 上記のカ  
在学生がいなくなることが確定した時。（廃止の日以前）
- ウ 上記のキ  
公立にあっては変更した時，私立にあっては変更しようとする時。  
提出部数 1部  
提出先
- ア 公立大学（上記のキのみに係る届出の場合）  
大学振興課公立大学係
- イ 公私立大学（上記アに基づき大学振興課公立大学係に提出するものを除く。）  
高等教育企画課大学設置室
- ウ 短期大学

大学振興課短期大学係  
工 高等専門学校  
専門教育課高等専門学校係

6 公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

提出書類

- ア 届出書（別紙様式2）
- イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

提出時期 変更しようとする時。

提出部数 1部

提出先

- ア 公立大学  
大学振興課公立大学係
- イ 私立大学  
高等教育企画課大学設置室
- ウ 短期大学  
大学振興課短期大学係

7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行うこととすること。

提出書類 報告書（別紙様式5）

提出時期 募集停止を決定した時。

提出部数 1部

提出先

- ア 公私立大学  
高等教育企画課大学設置室
- イ 公私立短期大学  
大学振興課短期大学係
- ウ 高等専門学校  
専門教育課高等専門学校係

8 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号，平成17年3月14日付高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記1～7により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネット上のホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願い致します。

なお、学則全文をインターネット上のホームページ上に掲載している場合、届出にあたって、学則を添付することは要しません。（別紙様式2注4参照）

（本件担当）  
高等教育局高等教育企画課大学設置室  
電話：03-5253-4111（内線3377）

大学長の決定について(届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、大学長を決定しましたので、学校教育法第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名  
(新学長)  
(旧学長)
- 2 決定の時期                      年    月    日
- 3 就任の時期                      年    月    日(任期    年)
- 4 決定の事由

(注)

- 1 短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名(法人にあっては、代表者が署名)し、又は記名押印すること。
- 3 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「(任期の定めなし)」と記入すること。
- 4 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

## 大学の の変更について (届出)

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、下記の事項について、 の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

## 記

## (記載例)

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 学部の名称の変更 ( 学部 )
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、 学部 学科の設置 ( 廃止 ) に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更 ( 予定 )
- ・ 学科の専攻課程間 ( 専攻、 専攻 ) の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 学部の の変更に係る学則変更

## (注)

- 1 表題については、必要に応じ、「目的の変更」、「名称の変更」、「位置の変更」、「校地・校舎等の変更」、「学則の変更」( ~ 及び に該当するものを除く。 )、「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校の種類に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名 ( 法人にあっては、代表者が署名 ) し、又は記名押印すること。
- 4 通知本文「 8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合は、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 5 本通知の他、学校教育法施行令第 26 条第 1 項、第 27 条、同法施行規則第 2 条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 6 専攻科 ( 又は別科 ) の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科 ( 又は別科 ) の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、 の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事項		記入欄							備考
フリガナ者									
フリガナ									
大学の名称									
大学の位置									
変更の事由									
変更の時期									
届出学部等の概要	届出学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	開設時期及び開設年次 年月 第 年次	所在地	
	計								
同一設置者内における変更状況(定員の移行,名称の変更等)									
教育課程	届出学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義 科目	演習 科目	実験・実習 科目	計 科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員	
	届出分		教授 人	准教授 人	講師 人	助教 人	計 人	助手 人	人
				( )	( )	( )	( )	( )	( )
		計		( )	( )	( )	( )	( )	( )
	既設分		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
合計		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
教員以外の職員		専任		兼任		計			
		( ) 人		( ) 人		( ) 人			
校地等	専任	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
校舎	専用	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計			
		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設			
	室	室	室	室 (補助職員 人)		室 (補助職員 人)			
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設年度	完成年度	区分	開設前年度	開設年度	完成年度	
		教員 1 人 当り 研究費等	千円	千円	図書購入費	千円	千円	千円	
	共同研究費等	千円	千円	設備購入費	千円	千円	千円		
	学生 1 人 当り 納付金	第 1 年次 千円	第 2 年次 千円	第 3 年次 千円	第 4 年次 千円	第 5 年次 千円	第 6 年次 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
既設大学等の状況	大学の名称								
	学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	定員超過率 倍	開設年度	所在地

教 育 課 程 等 の 概 要															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
科目															
	小計(科目)	-													
科目															
	小計(科目)	-													
科目	科目														
	小計(科目)	-													
科目	科目														
	小計(科目)	-													
合計(科目)		-													
学位又は称号			学位又は学科の分野												
卒業要件及び履修方法									授業期間等						
									1学年の学期区分			期			
									1学期の授業期間			週			
									1時限の授業時間			分			

(注)

1 「届出学部等の概要」の欄について

同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに存在する等の場合は、備考欄にその旨を記載し、キャンパスごとの内訳をあわせて記載すること。

「届出学部等の名称」の欄には、当該届出に係る大学の学部、学科(学科に代えて置かれる課程を含む。)及び学科内の専攻等又は短期大学の学科、専攻課程、高等専門学校の学科(以下「学部、学科等」という。)の名称を記入すること。

「編入学定員」の欄には、編入学定員を設ける場合に、編入学を行う年次ごとに編入学定員を記入すること。

昼夜開講制を実施する場合には、入学定員、編入学定員及び収容定員を昼間主コース、夜間主コースに分けて記入すること。

ただし、昼間主コースと夜間主コースを分けない場合は、「備考」の欄にその旨記入すること。

「所在地」の欄には、当該学部、学科等の所在地を全て記入すること。サテライトキャンパスや通信教育のスクーリング施設等についても記入し、備考欄にその旨を記載すること。

収容定員変更の届出の場合には、「入学定員」、「編入学定員」及び「収容定員」の欄に変更後のそれぞれの定員(収容定員については学年進行終了時の数)を記入するとともに、それぞれの欄に、変更前の数を括弧書きで記入すること。

「2 位置の変更の届出」の場合には、「届出学部等の概要」の欄は記入しないこと。

「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、「開設時期及び開設年次」を「開設時期」と読み替えること。

2 「同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称変更等)」、「教育課程」の欄について

「2 位置の変更の届出」の場合には、「同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称変更等)」、「教育課程」の欄は記入しないこと。

3 「教員組織の概要」の欄について

「届出分」の欄には、当該届出に係る学部、学科等の教員組織を記入すること。

「既設分」の欄には、他の学部、学科等(教養部など届出に係る学部、学科等と他の学部、学科等の間に共通する授業科目を担当する教員組織を含む。)の教員組織を記入すること。

学科単位(短期大学で専攻課程がある場合は専攻単位)で記入すること。ただし、同一の学科が所在地の異なる複数のキャンパスに

存在する等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。ただし、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には、位置の変更後の数を記入し、括弧の中には、位置の変更前の数を記入すること。

「計」及び「合計」の欄には、実数を記入すること。

「2 位置の変更の届出」の場合には、「教員組織の概要」の欄は記入しないこと。

4 「教員以外の職員」の欄について

大学全体について記入すること。ただし、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。ただし、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には、位置の変更後の数を記入し、括弧の中には、位置の変更前の数を記入すること。

「2 位置の変更の届出」の場合には、「教員以外の職員」の欄は記入しないこと。

5 「校地等」の欄について

大学全体について記入すること。ただし、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設用地の面積を除いた面積を記入すること。なお、届出時において、学則変更時までに運動場又は校舎敷地として整備できる計画である場合には、校地面積に算入すること。

借用する校地等については、「備考」の欄に借用の面積を記入するとともに、貸与者及び借用期間を記入すること。

「共用」の欄には、他の学校等と共用する校地等について記入し、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び収容定員（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準）を記入すること。

「2 位置の変更の届出」、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には位置の変更後の数を記入すること。

6 「校舎」の欄について

大学全体について記入すること。ただし、キャンパスの所在地が異なる等の場合は、備考欄にその旨を記載すること。

各欄には、学年進行終了時の数を記入し、括弧の中には、それぞれ開設時の数を記入すること。

「共用」の欄には、他の学校等と共用する校舎について記入し、「備考」の欄に共用する学校等の名称及び収容定員（共用する学校等が大学、短期大学、高等専門学校以外（高校以下の学校種、専修学校等）の場合には、名称、収容定員及び当該学校を所管する地方自治体等が規定する面積基準）を記入すること。

「2 位置の変更の届出」、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、各欄には位置の変更後の数を記入し、括弧の中には、位置の変更前の数を記入すること。

7 「専任教員研究室」の欄について

「2 位置の変更の届出」、「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、「新設学部等の名称」の欄は記入しないこと。

8 「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄について

当該届出に係る学部、学科等について記入すること。

「教員1人当たりの研究費等」の欄については、教員1人当たりの研究費と研究旅費の合計を記入すること。

「2 位置の変更の届出」の場合には、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄は記入しないこと。

「3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出」の場合には、「開設年度」は「位置の変更前の年度」、「完成年度」は「位置の変更後の年度」と読み替えることとし、「開設前年度」の欄には斜線を引くこと。

9 「既設大学等の状況」の欄について

設置者が既に設置している大学の学部、学部の学科、短期大学の学科及び高等専門学校の学科について、大学、短期大学又は高等専門学校ごとに、届出時の状況を記入すること。

「定員超過率」の欄については、届出年度から過去4年間（修業年限が6年の学部の学科については過去6年間、短期大学にあっては、修業年限が3年の学科については過去3年間、修業年限が2年の学科については過去2年間、高等専門学校にあっては、過去5年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均を小数点第2位まで（小数点第3位を切り捨て）記入すること。

学部単位の定員超過率についても記入すること。

「2 位置の変更の届出」の場合には、位置の変更後「所在地」が変更する学部等については、届出時の所在地を記入するとともに、変更後の所在地についても、（【変更後】 県 市・・・）のように括弧で記入すること。

10 「教育課程等の概要」の欄について

当該届出に係る学部、学科等の授業科目について、区分ごとに記入すること。

「専任教員等の配置」の欄には、当該授業科目を担当する専任教員又は助手の数について、実人数を記入すること。「小計」の欄に科目区分ごとの実数を記入し、「合計」の欄に届出に係る学部等の教員組織全体の実数を記入すること。

収容定員変更及び位置変更の届出の場合には、「教育課程等の概要」の欄は記入しないこと。

11 本様式に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる届出を行っても差し支えないこと。

【専攻科，別科の届出について】

専攻科，別科の届出にあつては，上記の「学部，学科等」を「専攻科」又は「別科」と読み替えること。

当該届出に係る専攻科に基礎となる学部，学科等がある場合には，「届出学部等の名称等」の欄中，「備考」の欄に当該学部，学科等の名称を記入すること。

「既設大学等の状況」の欄には，当該届出に係る大学の学部，学科等についても記入すること。

【大学院等の届出について】

大学院の場合にあつては，上記の「学部，学科等」を「研究科，専攻及び課程」と読み替えること。また，「既設大学等の状況」の欄には，当該届出に係る大学の学部，学科等についても記入すること。

当該届出に係る大学院の研究科及び研究科の専攻に基礎となる学部等がある場合には，「届出学部等の名称等」の欄中，「備考」の欄に当該学部，学科等の名称を記入すること。

専ら夜間において教育を行う場合又は大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条による教育方法の特例を実施する場合には，「届出学部等の名称等」の欄中，「備考」の欄にその旨を記入すること。

専門職大学院の場合にあつては，「届出学部等の名称等」の「備考」の欄に「専門職大学院」と記入すること。

【高等専門学校等の届出について】

高等専門学校の場合にあつては，「大学又は大学院の名称」を「高等専門学校の名称」と，「大学本部の位置」を「高等専門学校本部の位置」と，「既設大学等の状況」の欄の「大学の名称」を「高等専門学校の名称」とすること。

「教員組織の概要」の欄の「学部，学科その他の名称」については，一般科目と専門科目の学科に区分し，「授業科目の概要」の欄には，当該届出に係る学科の授業科目について，一般科目及び専門科目ごとに区分して記入すること。

校地・校舎等の変更等の事由及び時期等を記載した書類

事項		記入欄				備考			
フリガナ	設置者								
フリガナ	大学の名称								
大学の本部の位置									
変更の内容									
変更の事由									
変更の時期									
取得・処分等する土地・建物	取得する土地	土地の位置							
		用途							
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
	処分する土地	土地の位置							
		用途							
		土地の面積(うち校地面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
	重要な変更をする土地	土地の位置							
		用途							
		土地の面積	専用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )			
	取得する土地・建物	建物の位置							
		用途							
		建物の面積(うち校舎面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
処分する建物	建物の位置								
	用途								
	建物の面積(うち校舎面積)	専用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )				
重要な変更をする建物	建物の位置								
	用途								
	建物の面積	専用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	共用	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )				
校地等	専用	共用		共用する他の学校等の専用	計				
	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )				
校舎	専用	共用		共用する他の学校等の専用	計				
	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> (変更前 m <sup>2</sup> )				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室(変更前 室)								
専任教員研究室	専任教員数			室数					
				室(変更前 室)					
既設大学等の状況	大学の名称								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		

「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。(ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上わたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">大学 学部 学科の学生募集停止について（報告）</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">文 部 科 学 大 臣 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">報告者の職名及び氏名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 0;">このたび、大学 学部 学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> <p>1 募集停止する学部，学科及び定員</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">入学定員 収容定員</p> <table style="margin: 0 auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">学部</td> <td style="padding: 0 10px;">人</td> <td style="padding: 0 10px;">人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">学科</td> <td style="padding: 0 10px;">人</td> <td style="padding: 0 10px;">人</td> </tr> </table> <p>2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期</p> <p style="margin-left: 20px;">平成 年度（又は 年 月 日）</p> <p>3 募集停止する理由</p> <p style="margin-left: 20px;">（例 1）募集停止する 学部 学科を改組転換して，新たに 学部を設置するため。 （改組転換の全体図は別紙のとおり）</p> <p style="margin-left: 20px;">（例 2） 大学を廃止するため。</p> <p>4 今後の取扱い</p> <p style="margin-left: 20px;">（例 1）在校生が卒業するのを待って 学部 学科を廃止する予定。なお，廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については，すべて新設される 学部に移管する。</p> <p style="margin-left: 20px;">（例 2）在校生が卒業するのを待って 大学を廃止する予定。なお，廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。</p> <p style="margin-left: 40px;">大学の廃止認可申請については，在校生がいなくなった後速やかに提出する。</p> <p>5 募集停止に係る決議等を行った年月日</p> <p style="margin-left: 20px;">（例）理事会 年 月 日 教授会 年 月 日</p> <p>6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）</p> <p style="margin-left: 20px;">年 月 日</p>	学部	人	人	学科	人	人
学部	人	人				
学科	人	人				

(注)

学生募集停止の報告を求める対象は，大学，大学の学部，学部の学科，短期大学，短期大学の学科，学科の専攻課程，大学の大学院，大学院の研究科，研究科の専攻及び専攻に係る課程の募集停止，高等専門学校並びに高等専門学校の学科とし，改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。

「3 募集停止する理由」欄には，改組転換や入学定員の減少等，募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また，既存の学部等を廃止し，新設する学部等に改組転換する等の場合には，全体がわかる資料を添付すること。

「4 今後の取扱い」欄には，在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障，施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。本件における学則の変更にあたっては，附則等において当該学生募集停止学部等の名称，教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。

「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には，「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日，及び「教学側」（教授会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。

「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には，理事会等の後，学外の受験生，マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。

(別表)

## 学則変更の届出における提出書類（一覧）

	対象※1	届出書（別紙様式第2）	変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）	変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式第3）	学則及び変更部分の新旧の比較対象表（様式任意）
（組織の設置に伴うもの）					
学部の学科	公立	○	/	○	○
短期大学の学科の専攻課程（私立短期大学の学科の収容定員の変更に伴うものを除く）※2	公私立	○		○	○
大学，短期大学又は高等専門学校の専攻科	公私立	○		○	○
大学又は短期大学の別科	公私立	○		○	○
（収容定員の変更に係るもの）					
学部の学科，短期大学の学科又は高等専門学校の学科の収容定員の変更	公立	○	/	○	○
大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更	公私立	○		○	○
（組織の廃止に係るもの）					
学部の学科，大学院の研究科の専攻，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科，専攻科，別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止	公私立	○	○※3	/	○
（その他）					
上記以外の学則変更	公私立	○	○	/	○

※1 私立には，構造改革特別区域法第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。

※2 「私立短期大学の学科の収容定員の変更に伴うもの」は，「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づき，収容定員に係る学則の変更の認可の申請又は届出を行うこと。

※3 「変更の事由及び時期を記載した書類」を「廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類」と読み替えること。

## 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出について（通知）

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出書類の作成に当たっては、以下の点に特に留意して作成してください。

### 1 総論

- (1) 本通知の対象となる届出等については、9ページも併せて参照してください。
- (2) 郵送の際には、書類の整理の都合上、封筒の表面に、例えば【学長の決定の届出(1)、目的、名称、位置の変更(2ア、2イ、2ウ)、位置の変更(3)、校地・校舎等の変更(4)、学則変更の届出(5ア、5イ、5ウ、5エ、5オ、5カ、5キ)、通信教育に関する規程の変更(6)、学生募集停止の報告(7)】のように、内容と通知における項目番号も併せて記載いただけますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

特に、公立大学が5ア、5エの手続きをする場合、公私立大学が5オ、5カの手続きをする場合には、赤字等で目立つように記載をお願いいたします。

### 2 各項目における留意点

#### 1 私立大学の学長の決定の届出

- ・学長が再任された場合等も含め前学長としての任期が満了し、新しく任期が定められた場合には、本届出を提出してください。
- ・提出時期について「学長を決定した時」とありますが、学長の就任（例えば4月1日等）の後に提出するのではなく、学長を決定する機関において最終的に決定された後すみやかに提出することに留意してください。

#### 2 公私立大学等の目的、名称、位置の変更の届出

- ・「ア 私立大学等の目的の変更」又は「イ 公私立大学等の名称の変更」における「変更の事由及び時期を記載した書類」については、別紙様式3の「設置者」から「届出学部等の概要」の欄までの内容を任意の様式に記入してください。
- ・「イ 公私立大学等の名称の変更」とは、学部等の設置とは異なり、原則として既存の教育課程に変更のない名称の変更のことを指します。本手続きに該当するか否かについては、145ページの事前相談に諮っていただくことに留意してください。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」については、大学の本部の位置の変更の場合と理解してください。単に学部等の位置を別のキャンパスへ変更する際には、「3 外国等への位置の変更」の場合を除き、届出の必要はありません。ただし、新しくキャンパスを開設する場合や、新たに校地・校舎等を取得する場合には、別途「4 校地・校舎等の変更等の届出」の提出が必要であることに留意してください。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」の場合には、別紙様式3の「届出学部等の概要」から「教員以外の職員」の欄まで、「専任教員研究室（新設学部等の名称の欄のみ）」の欄、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄及び「教育課程等の概要」の欄が記入不要となっています。

#### 3 外国等への位置の変更

- ・本届出は、「2 位置の変更の届出」と違い、大学の学部や研究科等の組織の位置の変更が含まれていることに留意してください。

#### 4 校地・校舎等の変更等の届出

- ・本届出は、直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利の取得、処分等（借用の場合を含む。）の場合に提出が必要なものです。主な例としては、新しくキャンパスを設置した場合や、校舎を建て替えた場合、また、いわゆるサテライトキャンパスの設置等の場合における建物の権利の取得の場合等が挙げられますが、直接教育の用に供さない遊休地等の取得の場合等には、本届出は不要です（参照：「校地・校舎の変更の届出について」（私学部参事官室）（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001/006.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001/006.htm)））。校地面積や校舎面積の考え方について、参事官室に提出するものと一部異なっ

いる部分もありますので、26ページを参照の上、提出してください。

26ページの校地面積や校舎面積に係る部分に該当しない土地、建物の取得については、参事官室に提出する場合であっても、大学設置室へ提出する必要はありません。

- 平成22年通知から新様式となりましたので、提出の際には留意してください。  
「土地の面積」、「建物の面積」には、校地面積、校舎面積が関係する取得・処分等する土地・建物の面積（登記簿上の面積が想定されます。）を記載してください。  
「うち校地面積」、「土地のうち校地に係る面積」、「うち校舎面積」、「建物のうち校舎に係る面積」については、当該土地、建物の面積のうち、26ページの校地面積や校舎面積の考え方に従って記載してください。（「土地の面積」、「建物の面積」と「校地面積」、「校舎面積」が同数であれば、その数を記載してください。）
- 「既設大学等の状況」は、当該大学の全ての学部、研究科等について記入してください。

#### 5 公私立大学等の学則の変更の届出

- 「キ 上記等以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更」とは、主に教育課程の変更や、学部の学科にコース等を置く場合等が挙げられますが、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第1条に掲げる事項については、8ページの手続きが必要であることに留意してください。（対象となる手続については、9ページも併せて参照してください。）
- 専攻科又は別科の設置の場合に、12月末までに課程認定がなされず、課程認定がなされなかったならば当該専攻科又は別科の設置をしない場合（課程認定の有無にかかわらず設置する場合は従前通り12月末までに提出すること。）には、学則変更予定書を提出した上で、課程認定がされ次第届出書を提出してください。（届出書が提出されることにより当該専攻科又は別科が設置されることとなりますので、予定書のみを提出した大学は設置の前年度中に届出書が提出されない場合には、予定書が取り下げられたものとみなされます。ただし、課程認定がなされず予定書を取り下げの場合にも速やかに連絡してください。）

#### 6 公私立大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

- 変更の事由及び時期を記載した書類については、別紙様式3の「設置者」から「届出学部等の概要」の欄までの内容を任意の様式に記入してください。

#### 7 学生募集停止の報告

- 特に大学の廃止の場合には、社会的な影響が大きいことに鑑み、学内における意思決定後速やかに報告を行うようお願いいたします。
- 平成22年通知より、「2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期」（年度としては翌年度、時期としては翌年の4月1日が通常想定されます。）、「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」（通常理事会の決議後の日が想定されます。）の記入が必要となっていることに留意してください。
- 別紙様式5の注にもありますが、学生募集停止により、当該学部等の根拠規定を学則等からすべて消去してしまうのではなく、学部等が廃止されるまでの間は何らかの形で学則上に記載すること（又は学則上当該学部等が廃止されるまで存在しておくこと）が必要であることに留意してください。
- 学生募集停止の報告を提出する際には、収容定員変更（減少）の学則変更手続も併せて行うようにしてください。

#### 8 別紙様式2について

- 根拠条文については、公立大学（公立大学法人）の名称の変更、位置の変更、学則の変更の場合（通知本文2、5の手続き）には、「学校教育法施行令第26条第1項」、公立大学（公立大学法人）の通信教育に関する規定の変更の場合（通知本文6の手続き）には、「学校教育法施行令第27条」、私立大学の学則変更等の場合（通知本文2、3、4、5、6の手続き）には、「学校教育法施行規則第2条」としてください。

## 設置認可申請書類等のHPへの公表について

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、申請書類等を大学設置室のホームページ（<http://www.dsecchi.mext.go.jp>）において公表することとなっています。ご提出いただく電子ファイルについては、平成21年8月20日付けの事務連絡（大学設置室のホームページ>書類の提出方法）とともに、以下の点に留意して作成してください。

なお、電子ファイルの作成に当たっては、ご提出された電子ファイルが原則としてそのまま掲載されることに留意してください。

### 1 総論

#### (1) 各大学において提出していただきたい電子ファイルについて（公表の対象区分）

各大学において提出していただきたい電子ファイルは、8ページに係る以下の申請書類です。173ページ関係の申請書類については不要です。

大学又は高等専門学校を設置

大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置

大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更

高等専門学校の学科の設置

大学における通信教育の開設

私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更

大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更

大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

#### (2) 各大学において提出していただきたい電子ファイルについて（提出書類の項目）

電子ファイルで提出していただく書類は、以下の通りです。各項目における具体的な留意点については、「2 各提出書類に関する留意点」を参照してください。

##### 1 基本計画書（別記様式第2号）

基本計画書

教育課程等の概要

授業科目の概要

##### 2 校地校舎等の図面

##### 3 学則

##### 4 大学の設置等の趣旨等を記載した書類（設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期を記載した書類）

##### 5 教員名簿（別記様式第3号）

学長の氏名等

教員の氏名等

専任教員の年齢構成・学位保有状況

#### (3) PDFによる電子ファイルの作成について

Word、一太郎等で作成したファイルをPDFに変換して作成すること。手書き等により作成した資料等電子ファイルが存在しない資料については、スキャナ等で読み取ることやむを得ないが、PDFファイルの容量が大きくなり過ぎないように留意すること。基本的には、(2)の1～5の5つのPDFファイルを送付していただくこととなりますが、1つのPDFファイルの容量が2MBを超える場合には適宜分割してください。その他PDFファイルの結合方法やしおりの作成方法等については、事務連絡別紙2等を参照してください。

PDFファイルは、特別の指示があるものを除き、申請書類と同様のものを提出してください。申請書類との不整合が発覚した場合には、然るべき対応をとらせていただきます。

(4) 著作権者の許諾について

提出されたファイルについては、大学設置・学校法人審議会における審査の目的を超えて、ホームページ上に公表するものであることから、著作権法上保護されている資料については、事前に著作権者の許諾を得て送付すること。なお、著作権者からの許諾が得られない場合等については、以下のとおり出典等を明示し、当該資料が容易に分かるように説明した資料を作成し、元の資料と差し替える形で添付してください。著作権者の許諾が得られない場合以外の事情で、差し替えが必要な場合にも同様の様式で資料を添付してください。

著作権者の許諾が得られない書類等について

以下のように、当該書類が容易に分かる書類を作成すること。

- 1 書類等の題名（該当部分について記入）  
例）本文23ページ・図3、【資料1】2ページ
- 2 出典（著者名等の著作権者）
- 3 書類等の利用範囲（ホームページで閲覧が可能な場合には、閲覧元のアドレスを含む。）
- 4 その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明。

（様式例）

1（書類等の題名）

について（【資料10】5ページ）  
大学の都道府県内における位置関係の図面（23ページ）等

2（出典）

著  
株式会社 等

3（引用範囲）

「（著作名）」（出版社）（ページから ページ）  
http://www. . . . .jp 等

4（その他の説明）

- ・ ページの図表の の部分については、赤枠で囲んで横に注釈（本文p. 参照）を付けた。
- ・ 霞ヶ関校舎と丸の内校舎の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

(5) ファイルの名称について

ファイルの名称については、大学名（同時期に複数の学部等が認可された場合又は届出をした場合には、学部等まで記入すること。）、認可又は届出の別（年月、認可(n)又は届出(t) + 学部等の設置（課程の変更や通信教育の開設を含む。）(secchi)、収容定員に係る学則の変更(syutei)、設置者変更(secchisya)、廃止(haishi) 例：10年10月設置認可の場合(1010nsecchi)、10年4月届出設置の場合(1004tsecchi)、10年6月収容定員認可の場合(1006nsyutei)）、各提出書類名（容量が2MBより大きく、分割が必要な場合には、最初のファイルから順番に1、2・・・と付すること。（例 kihon1、kihon2））を下ハイフン（\_）でつなぐこと。

ファイル名については、全て半角英数字に限ること。また、大学名等の綴り間違いにはくれぐれもご注意ください。

例） 文部大学（法学部）、10月設置認可、基本計画書の場合

monbu\_1010nsecchi\_kihon.pdf

科学大学理学部、工学部、届出設置（4月）、学則の場合

kagaku\_rigaku\_1004tsecchi\_gakusoku.pdf

kagaku\_kogaku\_1004tsecchi\_gakusoku.pdf

科学大学、収容定員増の学則変更（6月認可）、趣旨等を記載した書類の場合

kagaku\_1006nsyutei\_syushi.pdf

文部大学、収容定員に係る学則変更（9月届出）、基本計画書

monbu\_1009tsyutei\_kihon.pdf

大学名については、一般的に分かる範囲で略していただいても構いませんが、少なくとも頭文字については、大学の名称の頭文字に合わせてください（ローマ字にした場合、他大学と区別が付きにくい略し方はご遠慮ください。）。また、学部等まで記載の際には、区別が付く限りで、学部等の名称の一部を省略していただいても構いません。

例) 文部科学大学 monbukagaku\_1010nsecchi\_kihon.pdf、 monka\_1010nsecchi\_kihon.pdf、  
 × kagaku\_1010nsecchi\_kihon.pdf  
 文部大学 総合政策学部 monbu\_sogo\_1006tsecchi\_gakusoku.pdf  
 医療保健学部 monbu\_iryō\_1006tsecchi\_syushi.pdf

(6) 提出方法、提出期限について

提出については、CD-ROM、フロッピーディスク、USBメモリのいずれかにより電子ファイルを記録し、「高等教育企画課大学設置室情報公開・HP担当」宛に郵送すること。また、封筒の表面には「月(設置、収容定員変更、・・・)(認可、届出)」(例 4月設置届出、6月収容定員変更認可)と、鑑文にも電子ファイルの内容及び担当者の連絡先について記載してください。

提出期限については、原則として、認可申請については、認可された日から2週間後まで、届出については、届出受付期間があるものは、最終日から数えて75日を経過した日まで、その他の届出は届出をした日から2週間後までとするが、今年度の具体的な提出期限については、下記の期限を参照してください。

なお、期限までに送付していただけない場合には、HPにおいてその旨を公表することもあります。また、提出された記録媒体については返還しないので、提出の際には各大学において、提出する電子ファイルのコピーを記録しておいてください。

手続の種類	電子ファイル提出期限
大学新設(10月末認可)	11月18日(木)
学部等設置(10月末認可)	11月18日(木)
通信教育の開設(10月末認可)	11月18日(木)
収容定員増(6月認可)	7月12日(月)
(8月認可)	9月10日(金)
収容定員変更(届出)	届出をした日から2週間後まで
設置者変更	認可日から2週間後まで
学部等設置、通信教育の開設(届出)	
届出時期	
4月23日～4月30日	7月16日(金)
5月24日～5月28日	8月20日(金)
6月24日～6月30日	9月17日(金)
7月26日～7月30日	10月15日(金)
9月27日～10月1日	12月17日(金)
11月24日～11月30日	2月18日(金)
12月17日～12月24日	3月18日(金)
学部等廃止の届出	届出日から2週間後まで

(7) 認可申請書の電子ファイルにおける留意点

電子ファイルの内容については、補正申請書等の内容を全て反映していただき、最初に申請した書類と同様の様式にて提出してください。例えば、補正申請の際に修正した箇所を示すものとして赤字や青字で記入したものは、すべて黒字に反映することや、教員の判定結果を便宜的に示した教員名簿の判定欄等は不要であること等に留意してください。

(8) 差し替えがある場合について

文部科学省への提出後に内容物の不備等で電子ファイルを差し替える場合(認可後の事後的な変更を除く。)には、すみやかに修正したファイルを提出すること。その際、ファイルの名称に「\_syusei1」等、修正の回数を示す数字等を入力すること。(なお、修正がある場合には、(6)の方法に準じて郵送すること。)

## 2 各提出書類に関する留意点

### 1 基本計画書（別記様式第2号）

- ・ファイルの名称例 monbu\_1010nsecchi\_kihon.pdf

基本計画書（別記様式第2号）については、認可又は届出に係る当該学部等の申請書類のうち、認可又は届出の対象となる学部等の別記様式第2号に係る書類（**基本計画書**（別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2））、**教育課程等の概要**（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））、**授業科目の概要**（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2）））を1つのPDFファイルにまとめ、**基本計画書**（別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2））、**教育課程等の概要**（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））、**授業科目の概要**（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2））ごとにしおり（例：「基本計画書」、「教育課程等の概要」、「授業科目の概要」）を付けること。

### 2 校地校舎等の図面

- ・ファイルの名称例 monbu\_1010nsecchi\_zumen.pdf

校地校舎等の図面については、申請時に提出した図面のうち、都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面及び校舎、運動場等の配置図を1つのPDFファイルにまとめ、それぞれにしおり（例：「都道府県内における位置関係に関する図面」、「最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面」、・・・）を付けること。なお、各大学の校舎内等の図面については、安全上の観点もあり、必ずしも提出は求めない。

### 3 学則

- ・ファイルの名称例 monbu\_1010nsecchi\_gakusoku.pdf

学則については、申請学部等が関係する学則、教授会規程等を1つのPDFファイルにまとめ、学則等ごとにそれぞれにしおり（例：「大学学則」、「学部教授会規程」、・・・）を付けること。

学則については、申請書類に全文を添付していた場合であっても、他学部等、当該申請に関係のない部分は省略したり、当該申請に該当する部分だけ抜粋したりしていただいて構いません。

例) 第 条～第 条(略)、別表第 (略)等

### 4 趣旨等を記載した書類(設置者の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類)

- ・ファイルの名称例 monbu\_1010nsecchi\_syushi.pdf
- ・ファイルの名称例(2つ以上(1つのファイルは2MBを上限とする。))ある場合)

monbu\_1010nsecchi\_syushi1.pdf、monbu\_1010nsecchi\_syushi2.pdf、monbu\_1010nsecchi\_syushi3.pdf

趣旨等を記載した書類については、申請時に提出した書類をPDFファイルにまとめ、本文については小見出しごとにしおり（例：「ア 設置の趣旨及び必要性」、「イ 学部、学科の特色」、・・・）をつけること。また、資料については資料ごとにしおり（例：「資料1」、「資料2」、・・・）を付けること。なお、1ファイルは2MBを上限とし、これを超える場合にはファイルを適宜分けること。

実習先の承諾書については、各承諾書に代えて承諾書の内容が一覧できる表に差し替えて提出してください。(申請時に当該内容を含んだ一覧表を作成していれば、その一覧表のみで構いません。)また、校舎内の図面や著作権者の許諾が得られない資料、HPを引用してきた資料等については、適宜1(4)の様式に準じて、元の資料と差し替える形で添付してください。

### 5 教員名簿

- ・ファイルの名称 monbu\_1010nsecchi\_meibo.pdf

教員名簿については、学長の氏名等（別記様式第3号（その1））、教員の氏名等（別記様式第3号（その2））、専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3））を1つのPDFファイルにまとめ、それぞれの様式ごとにしおり（例：「学長の氏名等」、「教員の氏名等」、「専任教員の年齢構成・学位保有状況」）を付けること。

なお、学長の氏名等、教員の氏名等に関して、年齢及び月額基本給の欄については、各教員の年齢、月額基本給欄の数字を削除し、空欄とすること。その他の部分については、変更しないこと。

## 大学，短期大学，大学院等の廃止について

学校教育法第4条第1項、第2項に規定される大学等の廃止に係る申請又は届出の書類の作成に当っては、以下の点に留意し作成してください。また、廃止については別途、寄附行為の変更が必要ですので留意してください。

なお、本手続きは、以下の項目の手続を対象にしております。以下の項目に該当がない場合は、平成20年4月24日付け高等教育局長通知を参照してください。

- ・ 大学，短期大学，大学院，高等専門学校の廃止
- ・ 大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の廃止

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正本 1部

### 2 提出書類作成上の共通留意事項

提出書類は、A4判縦型で両面印刷とし、左綴じにしてください。  
なお、綴じしろには十分余裕をもたせてください。

### 3 正本の作成

次の(2)～(6)の書類を番号の順に合わせて、(1)の表紙及び背表紙をつけて1冊としたものを1部作成してください。

届出の場合には、(6)の書類を(5)の後に付けてください。(認可申請の場合は必要ありません)

- (1) 表紙及び背表紙
- (2) 認可申請書・届出書（公文書）
- (3) 基本計画書
- (4) 意思を決定する書類
- (5) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類
- (6) 学則案及び変更事項を記載した書類（変更点を簡潔にまとめたもの）及び変更部分の新旧対照表

#### (1)表紙及び背表紙

表紙及び背表紙については、別紙1の作成例を参考に作成してください。

〔表紙及び背表紙の作成例〕

正 本

〔背表紙〕

〔表 紙〕 ( A 4 判縦型)

正 本	平 成 年 月 日
大 学 廃 止 認 可 申 請 書  学 校 法 人	正 本
( 日 付 )	大 学 廃 止 認 可 申 請 書
	学 校 法 人

(注)

- 1 短期大学、大学院の廃止認可申請の場合には、「 大学」を「 短期大学」、「大学大学院」としてごさい。(以下同じ。)
- 2 表紙の記載事項(正本、表題、申請者名、申請年月日)をすべて盛り込んだ背表紙を付けてごさい。(縦書き)
- 3 分冊にする場合は、例えば(2-1)、(2-2)のように表題の右下に( )書きで明示してごさい。

(2)認可申請書・届出書（公文書）

認可申請書、届出書については、様式第1号の1、様式第1号の2により作成してください。  
（下記の作成例を参照）

（作成例）

（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

平成 年 月 日
文部科学大臣 殿
申請者の職名及び氏名
大学廃止認可申請書
このたび、 大学を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

- （注）1 大学院の廃止の場合は「 大学」を「 大学大学院」としてください。  
2 「申請者の職名及び氏名」の欄の㊟については、記名（ワープロ打ち）の上押印するか、若しくは、代表者の署名（押印は不要）のいずれかによってください。  
3 届出の場合は、様式第1号の2に基づき、上記の作成例を参照の上、作成してください。

(3)基本計画書

様式第2号（その1の1）により作成してください。

(4)意思を決定する書類

当該申請等に係る理事会、教授会等の最終決定時の決議録又は議事録を添付してください。（『決議録』というインデックスを付してください。）

公立大学の場合は、議会において議決された予算書や廃止を決定した定款、稟議書等でも可能です。いずれの場合も、必ず原本証明をしてください。

(5)廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

この書類には、次の項目については必ず盛り込んでください。

ア 廃止する大学等の概要

廃止する大学名，学部，学科名，研究科，専攻名

入学定員及び収容定員

当該大学等の所在地（正確な住所を記載してください。特に，漢数字と算用数字の使い 方には注意してください。）

学生募集の停止の時期

イ 廃止の事由（志願者の減少を理由とする廃止の場合は，最後に学生を受け入れた年以前 4 年分の志願者数と入学者数を記載してください。）

ウ 学生の処遇

エ 教職員の処置（教員のみでなく，事務職員等の処遇も記載してください）

オ 施設設備の処置

カ 学籍関係書類の保存方法

キ 廃止の時期（認可申請の場合は，「文部科学大臣の認可した日」と記載してください）

ページを入れてください。



教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		— (23)	— (9)	— (32)				
	技 術 職 員		— (2)	— (0)	— (2)				
	図 書 館 専 門 職 員		— (1)	— (2)	— (3)				
	そ の 他 の 職 員		— (1)	0 (0)	— (1)				
	計		— (27)	— (11)	— (38)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	運 動 場 用 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	小 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> ( ) m <sup>2</sup>				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室	室	室	(補助職員 人) 室	(補助職員 人) 室				
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数				
					室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	法学部	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	経済学部	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
図書館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数				
		m <sup>2</sup>							
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
		m <sup>2</sup>							
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等							
		共同研究費等							
		図書購入費							
	設備購入費								
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称								
	丸の内大学短期大学部								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入 学 定員	編入学 定員	収 容 定員	学 位 又 は 称 号	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地
	地域総合学科	2	75	—	150	短期大学士 (地域総合学)	1.00	平成15年度	東京都千代田区霞ヶ関3 丁目1番1号
	食物栄養学科 食物栄養専攻	2	30	—	60	短期大学士 (食物栄養)	1.00	平成5年度	
管理栄養専攻	2	20	—	40	短期大学士 (管理栄養)	1.00	平成5年度		
秘書科	2	40	—	40	短期大学士 (秘書)	—	昭和63年度		
附属施設の概要		名 称：丸の内大学附属学術総合研究所 目 的：学位分野の研究 所 在 地：神奈川県横浜市青葉区希望の里2-5-1 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000m <sup>2</sup> 、建物5,000m <sup>2</sup>							

## 大学及び短期大学の設置者変更について

大学及び短期大学の設置者の変更に係る申請書類の作成に当たっては、以下の点に留意し作成してください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

正本

1部

### 2 提出書類作成上の共通留意事項

- (1) 提出書類は、A4判縦型で両面印刷とし、左綴じにしてください。  
なお、綴じしろには十分余裕をもたせてください。
- (2) 提出書類は、インデックスで整理してください。
- (3) 提出書類の頁は、必要に応じて目次の項目ごとに入れてください。  
(頁は、「1、2……」とし、「1 - 1、1 - 2……」のように枝番号を付す必要はありません。)

### 3 提出書類の作成

次の(1)～(7)の書類を番号の順に合わせて、1部作成してください。

- (1) 認可申請書（公文書）
- (2) 基本計画書（様式第2号（その1））
- (3) 校地校舎等の図面
- (4) 学則（変更事項を記載した書類及び新旧対照表を含む。）
- (5) 意思の決定を証する書類
- (6) 大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類
- (7) 教員名簿（学長の氏名等）（様式第3号（その1））

- (1) 認可申請書（公文書）  
様式第1号の1により作成してください。（下記の作成例を参照）
- (2) 基本計画書（様式第2号（その1の1））～（6）意思の決定を証する書類  
この冊子の「3．設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上、作成してください。
- (7) 大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類  
設置者変更の事由  
新旧の設置者名と、設置者変更をする事由について、簡潔に記載してください。  
変更の時期  
設置者変更をしようとする年月日を記載してください。  
ただし、学校法人の合併の場合は、「学校法人　　と学校法人××××が合併した日」としてしてください。  
この書類に、学校法人場合はの寄附行為（案）、公立大学法人の場合は、定款（案）等の大学の設置根拠に係る資料を添付してください。  
（『寄附行為』又は『定款』等のインデックスを付してください。）
- (8) 教員名簿（学長の氏名等）（様式第3号（その1））  
この冊子の「3．設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上、作成してください。

（作成例）

（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

平成 年 月 日
文部科学大臣 殿
（旧）申請者の職名及び氏名
（新）申請者の職名及び氏名
大学設置者変更認可申請書
このたび、 大学の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

- （注）1 「申請者の職名及び氏名」の欄に、当該設置者の変更に係る地方公共団体、公立大学法人又は学校法人により連署してください。
- 2 地方公共団体の設置する大学の設置者を当該地方公共団体が新たに設置する公立大学法人に変更する場合は、当該地方公共団体により申請してください。
- 3 「申請者の職名及び氏名」の欄の、については、記名（ワープロ打ち）の上押印するか、若しくは、代表者の署名（押印は不要）のいずれかによってください。



校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校舎敷地	70,000 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	40,000 m <sup>2</sup>	125,000 m <sup>2</sup>				
	運動場用地	0 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	15,000 m <sup>2</sup>				
	小 計	70,000 m <sup>2</sup>	30,000 m <sup>2</sup>	40,000 m <sup>2</sup>	140,000 m <sup>2</sup>				
	そ の 他	5,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>				
合 計	75,000 m <sup>2</sup>	35,000 m <sup>2</sup>	40,000 m <sup>2</sup>	150,000 m <sup>2</sup>					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	設置者変更後の数のみを記載、( )書きは不要				
		30,000 m <sup>2</sup>	12,000 m <sup>2</sup>	10,000 m <sup>2</sup>	52,000 m <sup>2</sup>				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	25 室	15 室	8 室	2 室 (補助職員1人)	2 室 (補助職員1人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		大学全体		60 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	30,000 [2,000]	2,000 [300]	500 [50]	950	9,000	50		
	計	30,000 [2,000]	2,000 [300]	500 [50]	950	9,000	50		
図 書 館		面積	閲覧座席数	取 納 可 能 冊 数					
		2,000 m <sup>2</sup>	350	100,000					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要		大学全体				
		2,500 m <sup>2</sup>	野球場1面 テニスコート5面						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	教員1人当り研究費等		400千円	500千円	500千円	500千円	－千円	－千円	
	共同研究費等		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	－千円	－千円	
	図書購入費	30,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	－千円	－千円	
	設備購入費	90,000千円	90,000千円	55,000千円	55,000千円	55,000千円	－千円	－千円	
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,400千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	－千円	－千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	科学技術大学							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	理学部 理学科 数理学科	年	人	年次人	人		倍	平成10年度 平成10年度	
		4	120	－	480	学士(理学)	1.00		
		4	100	－	400	学士(理学)	1.00		
附属施設の概要									

(注) この書類に、学校法人の寄付行為(案)、公立大学法人の場合は、定款(案)等の大学の設置根拠に係る資料を添付して下さい。

# 参考人制度について

## 1 制度の要旨

大学等の設置認可申請に対し、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を幅広い観点から一層深められるようにするため、分科会長が特に必要と判断した案件につき、産業界等の見識を有する者を参考人として委嘱し、その所見を書面により求め、審査の参考とする制度です。

参考人の選定は文部科学省において行い、申請者は参考人の属性（活躍する分野、業績の種類等）の希望を提示できますが、特定の個人を指名することはできません。また、参考人の所見はあくまで審査の参考資料であり、参考人が審議会の判定に参画するものではありません。

## 2 対象案件の範囲

専門職大学院、又は、職業人養成に重点・特色を置くことを認可申請書上に明記する大学等の設置に係る認可申請

## 3 委嘱手続

設置認可申請書の提出時に、対象案件の範囲に該当する申請の申請者に対して制度の説明を行い、参考人の委嘱の希望の有無の決定期限を確認します。

上記2に該当し、参考人の委嘱を希望する申請者は、指定された期限までに、希望する旨及び希望する参考人の属性を文部科学省に示します。

大学設置分科会長が、大学設置分科会の議を経て、当該案件につき参考人の委嘱が必要か否かを決定します（申請者が希望していなくても、必要と判断されることがあります）。

参考人の委嘱が必要と判断された案件につき、申請者の希望を踏まえ、具体的な人選を行い、候補者の承諾を得て、参考人として委嘱します。一つの案件につき複数の参考人が委嘱される場合や、同一の参考人が複数の案件に所見を作成する場合があります。

参考人に対して、担当する案件の申請書類一式及び同申請に対する当該時点での大学設置分科会の意見を送付します。これに対する参考人の所見を書面により提出してもらい、審査の参考とします。

参考人に関する情報（参考人の名前・役職、審議会に示した所見など）のうち、当該参考人が特定される情報については、参考人が氏名公表に同意している場合を除き、審査の過程及び終了後を通じて非公表となります。なお、参考人の委嘱の有無や参考人の所見の概要については、申請者の希望に応じて回答・開示します。

また、参考人には守秘義務が課されます。

## よくある質問Q & A

Q 1 . 大学の学部の学科にコース・専攻を設置したいのですが、どのような手続が必要ですか。

A 1 . 大学と短期大学とで異なります。

「大学」に関して法令上規定されている組織上の最小単位は、「学科」であり（大学設置基準第4条）、施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず必要な場合を除いて、学科未満の細組織に定員を設定することはできません（大学設置基準第18条）。教育上の目的から履修上の区分として「コース」・「プログラム」等を学科内に設定することは、学科の教育研究上の目的・授与する学位の分野等を変更しない範囲においては、各大学の判断に委ねられています。

こうした「コース」「専攻」等は、基本的に、設定に際して文部科学省への手続は不要ですが、コース等の設定を学則上明記するという場合には、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出について」3ヶの「その他の学則変更」の手続を行ってください。

「短期大学」に関して法令上規定されている組織上の最小単位は、「専攻課程」であり（短期大学設置基準第3条第2項）、学科内に「専攻」を設け定員を設定することができます（短期大学設置基準第4条第1項）。「専攻」の設置の手続は、短期大学・学科の設置に伴うものは、その認可申請又は届出の書類の中で明記し、それ以外の場合には、定員変更の手続を行ってください（収容定員に係る学則の変更の認可申請又は届出）。ただし、学科の教育研究上の目的・授与する学位の分野と異なるものについては、専攻課程として取り扱うことはできませんので、学科の設置の手続を行ってください。

教育上の目的による「コース」等の履修上の区分については、を参照してください。

Q 2 . 4年制大学の新たな学部の設置に当たって、同一法人において設置している他の短期大学を廃止し、その入学定員を移行することを検討していますが、その場合の手続きを教えてください。

A 2 . 同一設置者内であっても、学校間で定員を振り替えるという手続きはありません（私学助成の手続と混同しないように御注意ください）。収容定員は、設置する学校単位で見ますので、大学の収容定員の総数の増加を伴うものは、「収容定員に係る学則変更の認可申請」が必要です。

Q 3 . 学位の種類と分野を変更しない学科の設置を届出で行う予定ですが、大学全体の収容定員の増加を伴う場合、学科設置の届出と収容定員増加の認可申請の関係はどうなりますか。また、どのようなタイミングで書類を提出すればよいでしょうか。

A 3 . 学科の設置は、学位の種類と分野を変更しない限り、届出で足りるものですので、収容定員の増加の有無にかかわらず、大学設置・学校法人審議会の審査はありません。この設置届出が成立する前提として、設置に当たって大学全体の収容定員の増加を伴う場合、収容定員の増加についての認可が必要です。届出と併せて「収容定員に係る学則変更の認可申請」が必要です。届出書類を単独で提出しても、学科の設置が完了したことにはなりません。

書類の提出の時期は、収容定員増加の申請時期が3月末と6月末の2回定められています。収容定員増加の申請は、いずれかの申請受付日を予約した上で、申請を行ってください。また、3月末に収容定員増加の申請を行った場合は4月末に、6月末に収容定員増加の申請を行った場合は6月末に学科設置の届出を併せて行ってください。この場合は、収容定員増加に係る学則変更の認可を待って、設置の届出が履行されなります。

なお、先に収容定員の増加を申請しておいて認可を受けた後に、同じ年内にその増加分を振り替えて新たな学科を設置する等の行為は、認可を受けた学則上の記載定員で一度も学生を募集しないということであり認められません。

Q 4 . 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻について、昼夜開講制または夜間大学院としたいのですが、その場合の手続きと留意点を教えてください。

A 4 . 夜間に教育を行うに当たっては、個々の分野の特質に応じて、教育研究の水準の確保、大学院を専ら担当する教員の配置、夜間の学生の学習に配慮した施設や事務体制等について、実情に合わせた必要な措置を講じて十分な準備をしてください。

夜間教育を行う専攻については、大学院設置基準第2条の2や第14条を参照し、教育方法の特例について学則上に明記する改正を行った上、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」5キの「その他の学則変更」の手続きを行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

(教育方法の特例)

第 条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。  
研究科 専攻 博士前期課程

Q 5 . 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻の修士課程において、昼夜開講制を活用して標準修業年限を短縮することは可能ですか。

A 5 . 大学院設置基準第3条第3項に従って、明確な履修上の区分を設け、特別選抜を実施し、昼夜開講制や集中授業による適切な教育と履修指導を行うことで、標準修業年限を短縮することが可能です。標準修業年限を短縮する専攻を学則上に明記する改正を行った上、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」5キの「その他の学則変更」の手続きを行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

(標準修業年限)

第 条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

研究科 専攻 修士課程 1年コース

研究科 専攻 博士前期課程 1年半修了 専修プログラム

Q 6 . 既設の大学院の研究科のサテライトキャンパスを開設したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 6 . 特に手続きの必要はありません。文科省告示第43号「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」の要件を満たすように留意してください。ただし、当該研究科が完成年度以前であれば設置計画履行状況報告書にて報告することが必要です。校地・校舎の権利変更が伴う場合は、平成22年2月12日付け高等教育局長通知「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について」4の手続き及び私学部

参事官室に必要な届出を行ってください。

Q7. 1学科(又は1専攻)において、複数の学位名称をつけることは可能ですか。

A7. 制度上は可能ですが、「適切な専攻分野の名称を付記する」(学位規則第10条)と規定されており、当該名称の学位を授与するに足る教育課程、教員組織であることが必要です。

Q8. 複数学科で構成する学部において、学部全体の定員を定め、学科ごとの定員設定をしないということは可能ですか。

A8. できません。学科を単位として定めることが必要です(大学設置基準第18条第1項)。

Q9. 大学の設置に伴い、開設初年度から3年次の編入学生を受け入れることは可能ですか。

A9. 編入学生を開設初年度から受け入れることは可能です。その場合、開設時に3年次の科目を開講できる体制(教員の就任、施設・設備の整備等)が整備されていることが必要です。

Q10. 入学者に欠員が生じてしまったので、翌年度に募集定員を増員することは可能ですか。

A10. 当該学年の欠員の範囲内であれば、編入学生や学内の転学部・転学科の受け入れが可能ですが、定員を超える募集や既に定員を充たしている学年に更に受け入れることはできません。(入学者選抜実施要項を参照)

Q11. 留学生や社会人については、入学定員外において受け入れることができると聞いたのですが、本当ですか。

A11. そのようなことはできません。一般選抜でも特別選抜でも、留学生や社会人について、通常の募集定員と異なる取扱いをするという事実はありません。

Q12. 1単位の授業時間を講義ごとに個別に定めることはできますか。

A12. 大学設置基準に規定された時間の範囲内(例:講義であれば15時間から30時間)であれば個別に定めることが可能です。

Q13. 複数学科で組織する学部において学科によって異なる卒業要件単位数を定めることは可能ですか。

A13. 可能です。各学科における教育研究上の目的等を実現するために必要な卒業要件を定めることが必要です。

Q14. 通信教育の開設の認可申請をする際、利用する印刷教材(インターネットで利用するデジタル教材等を含む)は、申請時点ですべて準備している必要がありますか。

A14. 審査の過程で教材の提出を求める場合があります。必ずしも製本等がされている必要はありませんが、求めに応じて内容を示せる程度の準備ができていることが必要です。

Q15. 一部の授業科目について、学生の利便を考えて、遠隔配信や講義を収録したビデオの視聴によることとすることは可能ですか。

A15. その学科が「通学」か「通信教育」かにより異なります。

「通学」の場合、卒業要件単位中60単位まで、多様なメディアを高度に利用して行う授業(「メディアを利用して行う授業」)を履修させることが可能です(大学設置基準第25条第2項、第32条第5項)。「通学」ですので、単なる印刷教材等による授業や放送授業は認められません。「メディアを利用して行う授業」の要件は、平成13年文部科学省告示第51号「大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件」に規定されています。通信技術や学習支援体制がこの要件を満たさ

ない場合、遠隔授業やインターネットを利用した授業により履修させるすることはできません。

「通信教育」の場合、「面接授業」「メディアを利用して行う授業」に加え、「印刷教材等による授業」「放送授業」の計4種類の履修形態が認められています（大学通信教育設置基準第3条第1項）。卒業要件中「20単位以上」を「面接授業」又は「メディアを利用して行う授業」により修得する必要があります（大学通信教育設置基準第6条第2項）。通信技術や学習支援体制が告示の要件を満たす場合、124単位全てを「メディアを利用して行う授業」により修得することも可能である一方、告示の要件を満たすとは認められない場合、その履修形態は104単位（124単位マイナス20単位）分までしか認められないこととなります。

Q16. 通学制の学部において、一部の授業科目についてメディアを利用して授業を行う場合、学則に明記する必要があるでしょうか。

A16. 卒業要件において、大学設置基準第32条第5項の制限がかかってきますので、学則やその他の履修規定で明示してください。学生の身分に関わることなので、学則に記載なくメディアを利用して授業を行うことはできません。

（メディアを利用して行う授業）

第 条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、 規程において定める。

Q17. 通信教育開設の認可申請について、通学制の学部学科を基にして、通学制の教員がそのまま通信教育も併せて担当する構想なのですが、教員審査の省略は可能でしょうか

A17. できません。現在いる専任教員が通信教育を担当するか通信教育を専ら担当する専任教員を新規採用するかにかかわらず、通信教育を担当するすべての専任教員について、教員審査が必要となります。

Q18. 学部の通信教育課程において、スクーリングによる面接やメディアを利用して行う授業等の科目を学則や通信教育規程に明記する必要があるでしょうか。

A18. 卒業要件において、大学通信教育設置基準第6条第2項の制限がかかってきますので、学則等で明示してください。学生の身分に関わることなので、面接やメディアを利用して行う授業について学則に記載のないまま、通信教育を実施することはできません。

Q19. 通学制の大学院において、授業科目の授業以外の研究指導も含めて、すべてメディアを利用した授業のみで修得した単位で修了することが可能でしょうか。

A19. 大学院の課程は、授業科目の授業と研究指導の両方が必要で、修士課程の修了要件は、30単位以上の修得と必要な研究指導を受けることです。授業については、大学院設置基準第15条の準用する大学設置基準第25条第2項の方法が可能であり、研究指導を行う授業科目を設定している場合には、それについてもメディアを利用した授業が可能です。しかし、授業科目の授業以外の指導も含めて、すべてメディア利用によって修了させるのであれば、通信教育の開設の認可申請又は届出を行う必要があります。

大学院の中でも専門職大学院においてメディアを利用した授業を行う場合は、それによって「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」に限られますので、御注意ください（専門職大学院設置基準第8条第2項）。

- Q20．大学院の通信教育課程において，利用できる授業の方法は，学部と同じでしょうか。
- A20．修士課程及び博士課程については，学部と同じです。  
大学院の中でも専門職大学院の通信教育課程については，「メディアを利用して行う授業」しか認められません（専門職大学院設置基準第9条）。
- Q21．教職課程の認定申請を後で行おうと考えています。学科の一般教育科目の一部に「教職に関する科目」に該当する授業科目があるのですが，その授業科目の担当教員は設置基準上の必要専任教員数から除かれてしまうのでしょうか。
- A21．教職課程の専任教員とすることで，設置基準上の必要専任教員から除かなければならないという必要はありません。それぞれの仕組みにおいて，専任教員として数えられます。
- Q22．大学院の専任教員は学部所属の教員が兼ねることができることになっていますが，当該研究科の基礎となる学部以外の学部にも所属する教員でも大学院担当教員となることができるのでしょうか。
- A22．可能です。ある学部の学科に所属する専任教員は，1修士課程と1博士課程においては重ねてカウントすることができます。しかしながら，その場合，教育研究上の支障が生じないことが必要です。
- Q23．研究指導教員または研究指導補助教員となれる者は，必ず教授または准教授である必要はありますか。
- A23．必要はありません。専任の講師あるいは助教であっても相当の業績があれば研究指導教員（又は研究指導補助教員）として認められます。
- Q24．研究科長になる者は当該研究科に所属する教員のうち研究指導教員として認められた者でなければならない等の要件がありますか。研究科の講義，演習，研究指導を担当しない者であっても研究科長として就任しても問題ないでしょうか。
- A24．そのような要件はありません。大学として研究科長が果たすべき役割を明確にし，その役割を果たせる者であることが必要です。
- Q25．学部の学科の中に3領域を設け，主専攻・副専攻制にする場合，専任教員の基準として，大学設置基準第13条関係別表第1の適用は，2以上の学科で組織する場合に該当することとなるのでしょうか。
- A25．専任教員は，あくまでも学科単位で算定しますので，1学部1学科という構成であれば，領域にかかわらず，別表第1上段の「1学科で組織する場合の専任教員数」を適用します。領域ごとの必要専任教員数は，大学設置基準上は想定されていません。
- Q26．専門職大学院の教員における「みなし専任」の要件として，年間6単位以上を担当することになっていますが，開設1年目から6単位担当する必要がありますか。
- A26．2年目（つまり，全ての授業科目が開講される完成年度）において，年間6単位以上という要件を満たしていれば，専任教員としてみなすことができます。
- Q27．専門職大学院における，いわゆる「みなし専任」とは，企業等に所属している者でも良いのでしょうか。
- A27．いわゆる「みなし専任」とは，専任教員ではない者を，法令の基準上「専任教員」とみなすことです。文科省告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第2条第2項の要件を満たしていれば企業等に所属している者であっても「みなし専任」として教員基準に算入することが可能です。

Q28．薬学系以外の学部や専門職大学院以外の大学院において、実務家教員を専任教員にすることは可能ですか。

A28．一般の学部や大学院であっても、実務経験を有する者を専任教員とすることは可能です。ただし、専任教員は原則として専ら当該大学において教育研究活動に従事するもの（大学設置基準第12条第2項）であることが必要です。教育研究上特に必要がある場合で、当該大学における教育研究活動の遂行に支障がないと認められる場合に限り、その他の活動に従事する者を専任教員とすることができます（大学設置基準第12条第3項）。

Q29．任期付きで契約する教員を専任教員とすることは可能ですか。可能な場合、完成年度までの契約が必要ですか。

A29．任期を付した契約の教員を専任教員とすることは可能です。必ずしも完成年度までの契約は必要ありませんが、学年進行中に契約が終了する教員については、担当授業科目を含めてその後任が申請時において確定していることが必要です。

Q30．同じ法人の施設（例えば専門学校が所有している施設）を、実技・実習の施設として利用することは可能ですか。

A30．大学と専門学校等では、その目的や内容が異なります。大学の教育の目的や内容に相応の施設・設備は、大学として整備することが必要です。その上で、必要に応じて専門学校等の施設・設備を利用することは差し支えありません。

Q31．研究室について「専任の教員に対しては、必ず備えるものとする」という規定がありますが、面積等の基準や目安はありますか。また、これらは個室として備えなければならないのでしょうか。例えば、複数人でシェアする共同研究室などを研究室として扱うことはできますか。

A31．研究室の基準面積はありません。利用形態は、必ずしも個室である必要はありませんが、研究執務に専念できる環境でなければなりません。また、オフィスアワーに適切に対応できること等、学生の教育上の観点からも適切な設備であることが必要です。

Q32．教員免許を取得できる教育課程を考えていますが、附属学校を設置することは必要でしょうか。

A32．その教員免許を取得することが卒業要件になっている場合には、「教員養成に関する学部又は学科」（大学設置基準第39条）として、当該免許種別に対応した附属学校を備える必要があります。教員免許の取得が卒業要件ではなく、開設授業科目外の教職科目の履修により取得可能である場合には、教員養成に関する学部等とはならないので、附属学校は不要です。

Q33．同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することは可能ですか。

A33．同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することについては、特段禁止されていません。ただし、共用部分を含めて実際に保有している面積が、各学校種の必要面積の合計を上回っている必要があります。また、共用により双方の教育研究環境に支障が発生しないことに十分な配慮が必要です。校舎を共用する専門学校や各種学校などで、設置基準以外の都道府県による独自の基準が存在する場合は、当該規定を明示していただく必要があります。

Q34．設置認可を受けたが、開設後に計画変更が発生した場合、どのような手続が必要ですか。

A34．認可の翌年度以降に提出する「設置計画履行状況報告書」にて報告してください。ただし、その変更の内容が、認可時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合、結果

として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることがあり得ますので、早急に大学設置室まで連絡してください。また、変更前の計画に基づいて大学側が学生等に対して民事上の債務、責任等を負っている場合、変更内容の説明や補償等、適切な対応が必要となります。

Q35．就任予定した教員が自己都合により就任辞退された場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A35．科目担当が不在にならないように早急に新たな教員を選任してください。辞任した教員が専任の場合、原則として専任教員を補充することが必要です。完成年度以前の場合、専任教員であれば教員審査が必要です。定められた期間に必要な書類を提出し教員審査を受けてください。

Q36．設置した学部等の完成年度以前（学年進行中）に当該学部等を廃止したり、新たな学科等を追加したり、収容定員を変更することは可能ですか。

A36．設置認可や届出設置は、ある年の4月1日における「設置行為」を認可するというより、一定の期間を通じた教育研究活動全体を通じて見た「設置計画」を認可するという性質のものであるので、合理的な理由無く変更することは不適切です。ただし、完成年度以前であっても、教育研究活動をより充実させるためなどの明確で合理的な理由がある場合は可能です。

Q37．収容定員変更届出書を提出したのですが、いつから新しい入学定員で学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学試験）は可能なのですか。

A37．収容定員変更届出に係る学生募集については、文部科学大臣に収容定員変更届出書を提出した日から、当該入学定員で学生募集が可能です。

Q38．学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学試験）を行った後に、収容定員変更届出書を提出し、その募集定員とは異なる入学定員に変更することは可能ですか。

A38．収容定員変更を行う場合は、必ず、学生募集開始前に収容定員変更届出書を提出してください。学生募集開始後の収容定員変更は、公正・公平な入学者選抜の観点から不適切です。

Q39．教育課程や学納金に関する学則変更を行いたいのですが、留意すべき点はありますか。

A39．入学者保護の観点から、教育課程や学納金など学生に直接関わりがある学則変更は、学生募集開始前に行ってください。

# 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準

(平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第四十五号)

最終改正 平一九・三・三〇文科告五〇

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等  
に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和五十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十六年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学等における開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が一定値未満（大学にあつては学部単位（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合には学科単位）で一・三倍未満、短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位（学科の専攻課程ごと）に修業年限が異なる

場合には専攻課程単位）で一・三倍未満）であること。  
二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

2 前項第二号の規定は、期間（平成二十年度から平成三十四年度までの間の年度間に限る。）を付して収容定員（医師の養成に係るものに限る。以下この項において同じ。）を増加することができるものとして文部科学大臣が別に定める大学に関する法第四条第一項の認可の申請のうち、平成二十年度から平成二十九年度までの間の収容定員に係る学則の変更に係るものの審査については、適用しない。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合には、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者  
二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勸告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められないもの  
三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

## 附則

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。  
2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成十六年度から平成十九年度までの間に開設

しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成十九年度までの間、第一条第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。



# 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

(平成十八年三月三十一日 文部科学省令第十二号)

(定義)

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校
  - 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科(以下「学部等」という。)の設置
  - 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻(以下「研究科等」という。)の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
  - 四 高等専門学校の学科の設置
  - 五 大学における通信教育の開設
  - 六 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
  - 七 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科(以下「大学等」という。)の設置者の変更
  - 八 大学等の廃止
- (大学又は高等専門学校の設置の認可の申請)
- 第二条 大学又は高等専門学校の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該大学又は高等専門学校を開設する年度(以下「開設年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 基本計画書(別記様式第二号)
  - 二 校地校舎等の図面
  - 三 学則
  - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨等を記載した書類
  - 六 教員名簿(別記様式第三号)

七 教員個人調書(別記様式第四号)

八 教員就任承諾書(別記様式第五号)

2 前項の申請をした者のうち、医科大学(医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

- 一 附属病院所在地の概況説明書(別記様式第六号)
- 二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書(別記様式第七号)
- 三 関連教育病院(医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。)の概要等を記載した書類(関連教育病院を利用する場合に限る。)

3 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの(以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。)を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(以下「薬学実務実習施設概要書類」という。)を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

4 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等(以下この項において「既設大学等」という。)を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教育組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書(別記様式第四号)を提出することを要しない。

5 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科(以下この項において「既設高等専門学校等」という。)を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、授与する学位の種類及び分野、教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書(別記様式第四号)を提出することを要しない。

6 第一項の申請をした者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書(別記様式第一号の一)に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度(以下「学部等開設年度」という。)の前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書(別記様式第二号)
  - 二 校地校舎等の図面
  - 三 学則(変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)
  - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 学部等の設置の趣旨等を記載した書類
  - 六 教員名簿(別記様式第三号)
  - 七 教員個人調書(別記様式第四号)
  - 八 教員就任承諾書(別記様式第五号)
- 2 前項の申請をした者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは、「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。
- 3 第一項の申請をした者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

- 4 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
  - 5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に設ける学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
  - 6 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
  - 7 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
  - 8 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
  - 9 第七項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第七項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。
- （大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 第三条第一項、第四項から第七項まで及び第九項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第一条第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
第二条第一項	学部等を開設する年度	大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度
第三条第一項	学部等	大学の大学院又は研究科等
第四条第一項	学部等	大学の大学院又は研究科等
第五条第一項	学部等	大学の大学院又は研究科等
第六条第一項	学部等	大学の大学院又は研究科等
第七条第一項	学部等	大学の大学院又は研究科等

（高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）

第五条 第三条第一項、第四項及び第七項の規定は、高等

専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第一条第一項	学部等の設置	高等専門学校の学科の設置
第二条第一項	学部等を開設する年度	高等専門学校の学科を開設する年度
第三条第一項	学部等	高等専門学校の学科
第四条第一項	学部等	高等専門学校の学科
第五条第一項	学部等	高等専門学校の学科
第六条第一項	学部等	高等専門学校の学科
第七条第一項	学部等	高等専門学校の学科

- （大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出）
- 第六条 大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者は（第二条第六項及び第三条第六項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度以下「通信教育開設年度」という。）の前年度の五月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 基本計画書（別記様式第二号）
  - 二 校地校舎等の図面
  - 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
  - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 大学における通信教育の開設の趣旨等を記載した書

類

- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）
- 十 通信教育に係る規程
- 2 大学における通信教育の開設の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- （私立の大学又は高等専門学校）  
（私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）
- 第七条 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
  - 一 基本計画書（別記様式第二号）
  - 二 校地校舎等の図面
  - 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
  - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 学則の変更の趣旨等を記載した書類
  - 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 2 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行おうと

- する者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 4 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- （大学等の設置者の変更の認可の申請）
- 第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
  - 一 基本計画書（別記様式第二号）
  - 二 校地校舎等の図面
  - 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
  - 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 五 変更の事由及び時期を記載した書類
  - 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。
  - 一 基本計画書（別記様式第二号）
  - 二 当該申請についての意思の決定を証する書類
  - 三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類
- 2 大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

- （認可の手続）
- 第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第六項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第六項（第四条において準用する場合を含む。）第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があった場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をすることがどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。
- （法第四条第三項の命令の期限）
- 第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出（次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。）をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があった日から起算して六十日以内に行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。
- （認可等の公表）
- 第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号、年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。
- （留意事項）
- 第十三条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行つた者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画（次条において「設置計画」という。）を履行する

に当たって留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があることを認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

（履行状況についての報告等）

第十四条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（提出部数）

第十五条 この省令の規定による認可申請書（別記様式第

一号の一）その他の書類（次項において「認可申請書等」という。）の提出部数は、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

附則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則（平成三年文部省令第四十六号）は、廃止する。

附則（平一九・三・三〇文科令一〇）

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

附則

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。